

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条—第27条）

第2章 経過措置

　　第1節 通則（第28条・第29条）

　　第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置（第30条—第32条）

　　第3節 その他（第33条）

附則

　　第1章 関係条例の一部改正

　　（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第14条の6 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第14条の6 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかるらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第14条の7 略</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪に</p>	<p>第14条の7 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪に</p>

について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。) をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2・3 略

4 略

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

5～8 略

について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。) をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2・3 略

4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めることは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 略

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5～8 略

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により、拘禁刑以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとすることができます。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとすることができます。</p> <p>2 略</p>

(香川県青少年保護育成条例の一部改正)

第3条 香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6章 罰則</p> <p>第22条 第16条の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第6章 罰則</p> <p>第22条 第16条の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)	
第4条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	

改正後	改正前
<p>第24条の4 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第24条の5 略</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和</p>	<p>第24条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかるらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第24条の5 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23</p>

<p>23年法律第131号) 第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。) をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略 2・3 略 4 略</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5～8 略</p>	<p>年法律第131号) 第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。) をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略 2・3 略</p> <p>4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときこれを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めることは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 略 (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>5～8 略</p>
---	--

(香川県恩給条例の一部改正)

第5条 香川県恩給条例（昭和29年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金恩給権の消滅事由)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略 (2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>拘禁刑</u>に処せられたとき。 (3) 略</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、年金である恩給（通算退職年金及び通算遺族年金を除く。）を受ける権利は、消滅する。ただし、その在職が恩給を受けた後に</p>	<p>(年金恩給権の消滅事由)</p> <p>第9条 年金である恩給を受ける権利を有する者が次の各号のいずれかに該当するとき（通算退職年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者が第2号又は第3号に該当するときを除く。）は、その権利は、消滅する。</p> <p>(1) 略 (2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>懲役若しくは禁錮</u>の刑に処せられたとき。 (3) 略</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、年金である恩給（通算退職年金及び通算遺族年金を除く。）を受ける権利は、消滅する。ただし、その在職が恩給を受けた後になされ</p>

なされたものであるときは、その再在職によって生じた権利だけが、消滅する。

(在職年の除算)

第21条 略

(1)・(2) 略

(3) 公務員が退職後~~在職中の職務~~に関する犯罪（過失犯を除く。）につき拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数

(4) 略

(普通恩給又は増加恩給の停止)

第35条 略

2 普通恩給又は増加恩給を受ける者が3年以下の拘禁刑に処せられ、その執行を受けているときは、その執行が開始された月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで普通恩給又は増加恩給を停止する。

3・4 略

(扶助料の停止)

第54条 扶助料を受ける者が3年以下の拘禁刑に処せられ、その執行を受けているときは、その執行が開始された月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで扶助料を停止する。

2 前項の規定は、拘禁刑以上の刑に処せられてその執行中の者又はその執

たものであるときは、その再在職によって生じた権利だけが、消滅する。

(在職年の除算)

第21条 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。

(1)・(2) 略

(3) 公務員が退職後~~在職中の職務~~に関する犯罪（過失犯を除く。）につき禁錮以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数

(4) 略

(普通恩給又は増加恩給の停止)

第35条 略

2 普通恩給又は増加恩給を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで普通恩給又は増加恩給を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。

3・4 略

(扶助料の停止)

第54条 扶助料を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで扶助料を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。

2 前項の規定は、禁錮以上の刑に処せられてその執行中の者又はその執行

行前にある者に扶助料を支給しなければならない事由が発生した場合に準用する。

前にある者に扶助料を支給しなければならない事由が発生した場合に準用する。

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第6条 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第11条 略	(退職手当の支払の差止め) 第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略	(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上 の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号） 第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場 合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われてい ない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し起訴をされたとき。
2～4 略 5 略	2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関 は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払 差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合に おいて、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが 支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由と なった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由と なった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又 は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定によ る処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起し ない処分があった日から6月を経過した場合
(1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由と なった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁 刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又 は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定によ る処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起し ない処分があった日から6月を経過した場合	

(3) 略

6~10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第12条 略

(1) 当該退職した者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2~6 略

(退職した者の退職手当の返納)

第13条 略

(1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6~10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第10条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職した場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2~6 略

(退職した者の退職手当の返納)

第13条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

(香川県港湾管理条例の一部改正)

第7条 香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 略

2 略

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

改正後

改正前

(罰則)

第17条 第14条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第17条 第14条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(香川県迷惑行為等防止条例の一部改正)

第8条 香川県迷惑行為等防止条例（昭和38年香川県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第12条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項（第3条に係るものに限る。）の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第13条 略</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項（第3条に係るものに限る。）の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第13条 略</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(香川県屋外広告物条例の一部改正)

第9条 香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6章 罰則</p> <p>第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第6章 罰則</p> <p>第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(香川県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第10条 香川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金の支払停止)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(年金の支払停止)</p> <p>第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される共済対象障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) 略</p>

(香川県生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第11条 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7章 罰則</p> <p>第132条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第133条 第76条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第135条 第6条第1項、第8条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第7章 罰則</p> <p>第132条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第133条 第76条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>禁錮</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第135条 第6条第1項、第8条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>

(香川県自然環境保全条例の一部改正)

第12条 香川県自然環境保全条例（昭和49年香川県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第9章 罰則</p> <p>第40条 第21条第1項又は第2項（第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>第9章 罰則</p> <p>第40条 第21条第1項又は第2項（第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）・（2） 略</p>

(浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第13条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年香川県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（罰則）</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>（罰則）</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）～（3） 略</p>

(香川県立自然公園条例の一部改正)

第14条 香川県立自然公園条例（平成2年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第10章 罰則</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第10章 罰則</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

(1)・(2) 略

第44条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

(1)・(2) 略

第44条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第15条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第9条 第5条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第9条 第5条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p>

(香川県情報公開条例の一部改正)

第16条 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第32条 第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第32条 第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の一部改正)

第17条 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4章 罰則</p> <p>第27条 第22条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第4章 罰則</p> <p>第27条 第22条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(香川県暴走族等の追放に関する条例の一部改正)

第18条 香川県暴走族等の追放に関する条例（平成15年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第21条 第16条の規定に違反して暴走行為（第2条第4号アに掲げる行為に限る。以下同じ。）を行うよう強制し、又は勧誘した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第22条 略</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第21条 第16条の規定に違反して暴走行為（第2条第4号アに掲げる行為に限る。以下同じ。）を行うよう強制し、又は勧誘した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第22条 略</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(香川県砂防指定地管理条例の一部改正)

第19条 香川県砂防指定地管理条例（平成15年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は2万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役若しくは禁錮</u>又は2万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

(香川県ふぐの処理等に関する条例の一部改正)

第20条 香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6章 罰則	第6章 罰則

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) 略

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) 略

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) 略

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) 略

(香川県希少野生生物の保護に関する条例の一部改正)

第21条 香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第8章 罰則</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第8章 罰則</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(香川県石綿による健康被害の防止に関する条例の一部改正)

第22条 香川県石綿による健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4章 罰則</p> <p>第17条 第11条の規定による届出のうち大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第4章 罰則</p> <p>第17条 第11条の規定による届出のうち大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>

(香川県統計調査条例の一部改正)

第23条 香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(香川県暴力団排除推進条例の一部改正)

第24条 香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第9章 罰則</p> <p>第30条 第18条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第9章 罰則</p> <p>第30条 第18条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(香川県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第25条 香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(罰則)

第33条 第23条第4項において準用する情報公開条例第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第33条 第23条第4項において準用する情報公開条例第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(香川県行政不服審査会条例の一部改正)

第26条 香川県行政不服審査会条例（平成27年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第12条 第6条第1項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第12条 第6条第1項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(香川県個人情報保護条例の一部改正)

第27条 香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第14条 第6条第13項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第63条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人	(罰則) 第14条 第6条第13項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第63条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人

情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

9 附則第6項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 附則第6項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第28条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。第30条において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、同法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は同法第16条に規定する拘留（以下この項及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第29条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第30条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次条から第33条までにおいてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次条及び第32条において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第14条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第31条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第24条の5第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(香川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第32条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例第11条第1項及び第5項、第12条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第15条第4項並びに香川県職員退職手当条例第15条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

(経過措置の規則への委任)

第33条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例議案

(香川県税条例の一部改正)

第1条 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第23条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>同条第2項に規定する公示事項</u>（以下この条において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を県税事務所又は県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を県税事務所又は県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第23条 法第20条の2の規定による公示送達は、県税事務所又は県庁の掲示場に掲示して行うものとする。</p>

(香川県都市公園条例の一部改正)

第2条 香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工作物等を保管した場合の公示)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 略</p>	<p>(工作物等を保管した場合の公示)</p> <p>第9条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量 (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項 <p>2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</p>

- (1) 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示するとともに、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置であって規則で定めるものをとること。
- (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号に規定する期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を県公報に登載すること。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号に規定する掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ことができないときは、その掲示の要旨を県公報に登載すること。

(香川県屋外広告物条例の一部改正)

第3条 香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示)</p> <p>第24条 略</p>	<p>(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示)</p> <p>第24条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量</p> <p>(2) 保管した広告物が表示され、又は掲出物件が設置されていた場所及びその広告物又は掲出物件を除却した日</p> <p>(3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項</p>
<p>2 略</p> <p>(1) 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示するとともに、<u>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）</u>により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置であって規則で定めるものをとること。</p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有</p>	<p>2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。</p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する<u>掲示の</u>期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件</p>

者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を県公報に登載すること。

の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ことができないときは、その掲示の要旨を県公報に登載すること。

(香川県行政手続条例の一部改正)

第4条 香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聽聞の期日及び場所 (4) 聽聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p>
2 略	2 略
3 行政庁は、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。	3 行政庁は、不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること</u> によって行うことができる。 <u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到	

達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第5条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
第3条 略	第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。
別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)
書類	市町
1~19 略	
20 栄養士法（昭和22年法律第245号）、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略
21 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略
22~27 略	
28及び29 削除	
30~37 略	
	20 栄養士法（昭和22年法律第245号）、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの
	20の2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその規定の例による場合を含む。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの
	21 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの
	22~27 略
	28 都市公園法（昭和31年法律第79号）、香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）並びに同法及び同条例の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの
	29 削除
	30~37 略

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条並びに次項及び附則第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の香川県税条例第23条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下この項及び次項において「一部施行日」という。）以後にする公示送達（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達をいう。以下この項において同じ。）について適用し、一部施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の香川県行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）は、一部施行日以後にする通知について適用し、一部施行日前にした通知については、なお従前の例による。

香川県税条例の一部を改正する条例議案

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>22 昭和51年4月1日から<u>令和13年3月31日</u>までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>22 昭和51年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

第8号

香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例議案

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																										
<p>(種別及び金額) 第2条 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 略</p>	<p>(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略</p> <p>(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p>																																																																										
<p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">種別</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">単位</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: left; padding: 2px;">1 行政財産の目的外使用の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: left; padding: 2px;">(1)～(3) 略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(4) 自動車試 験場</td> <td style="padding: 2px;">大型自動車 普通自動車 自動二輪車</td> <td style="padding: 2px;">1回 1回 1回</td> <td style="padding: 2px;">1時間 1時間 1時間</td> <td style="padding: 2px;"><u>1,530円</u> <u>1,390円</u> <u>980円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: left; padding: 2px;">(5)・(6) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: left; padding: 2px;">2 公の施設の使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: left; padding: 2px;">(1)～(7) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(8) 香川県立</td> <td style="padding: 2px;"> 視聴覚ホール使用</td> <td style="padding: 2px;"> 1時間当たり</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"><u>4,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 行政財産の目的外使用の使用料				(1)～(3) 略				(4) 自動車試 験場	大型自動車 普通自動車 自動二輪車	1回 1回 1回	1時間 1時間 1時間	<u>1,530円</u> <u>1,390円</u> <u>980円</u>	(5)・(6) 略					2 公の施設の使用料					(1)～(7) 略					(8) 香川県立	視聴覚ホール使用	1時間当たり		<u>4,000円</u>	<p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">種別</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">単位</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: left; padding: 2px;">1 行政財産の目的外使用の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: left; padding: 2px;">(1)～(3) 略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(4) 自動車試 験場</td> <td style="padding: 2px;">大型自動車 普通自動車 自動二輪車</td> <td style="padding: 2px;">1回 1回 1回</td> <td style="padding: 2px;">1時間 1時間 1時間</td> <td style="padding: 2px;"><u>1,490円</u> <u>1,280円</u> <u>850円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: left; padding: 2px;">(5)・(6) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: left; padding: 2px;">2 公の施設の使用料</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: left; padding: 2px;">(1)～(7) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(8) 香川県立</td> <td style="padding: 2px;"> 視聴覚ホール使用</td> <td style="padding: 2px;"> 1時間当たり</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"><u>3,660円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 行政財産の目的外使用の使用料				(1)～(3) 略				(4) 自動車試 験場	大型自動車 普通自動車 自動二輪車	1回 1回 1回	1時間 1時間 1時間	<u>1,490円</u> <u>1,280円</u> <u>850円</u>	(5)・(6) 略					2 公の施設の使用料					(1)～(7) 略					(8) 香川県立	視聴覚ホール使用	1時間当たり		<u>3,660円</u>
種別	区分	単位	金額																																																																								
1 行政財産の目的外使用の使用料																																																																											
(1)～(3) 略																																																																											
(4) 自動車試 験場	大型自動車 普通自動車 自動二輪車	1回 1回 1回	1時間 1時間 1時間	<u>1,530円</u> <u>1,390円</u> <u>980円</u>																																																																							
(5)・(6) 略																																																																											
2 公の施設の使用料																																																																											
(1)～(7) 略																																																																											
(8) 香川県立	視聴覚ホール使用	1時間当たり		<u>4,000円</u>																																																																							
種別	区分	単位	金額																																																																								
1 行政財産の目的外使用の使用料																																																																											
(1)～(3) 略																																																																											
(4) 自動車試 験場	大型自動車 普通自動車 自動二輪車	1回 1回 1回	1時間 1時間 1時間	<u>1,490円</u> <u>1,280円</u> <u>850円</u>																																																																							
(5)・(6) 略																																																																											
2 公の施設の使用料																																																																											
(1)～(7) 略																																																																											
(8) 香川県立	視聴覚ホール使用	1時間当たり		<u>3,660円</u>																																																																							

文書館	料 会議室使用料 略	1時間当たり	<u>1,250円</u>	文書館	料 会議室使用料 略	1時間当たり	<u>1,150円</u>
(9)～(11) 略				(9)～(11) 略			
(12) 香川県社会福祉総合センター	大会議室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>38,550円</u>	(12) 香川県社会福祉総合センター	大会議室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>35,060円</u>
	第1中会議室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>21,320円</u>		第1中会議室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>19,400円</u>
	第2中会議室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>18,000円</u>		第2中会議室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>16,380円</u>
	特別会議室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>41,340円</u>		特別会議室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>38,210円</u>
	第1研修室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>8,320円</u>		第1研修室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>7,560円</u>
	第2研修室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>8,770円</u>		第2研修室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>7,970円</u>
	OA研修室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>9,800円</u>		OA研修室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>8,920円</u>
	和室研修室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>11,670円</u>		和室研修室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>10,620円</u>
	介護実習室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>27,840円</u>		介護実習室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>25,340円</u>
	調理実習室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>21,390円</u>		調理実習室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>19,470円</u>
	文化教養室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>17,600円</u>		文化教養室使用料 午前9時から午後9時まで		<u>16,010円</u>
	健康プレイルーム使用料 専用使用の場合 午前9時から午後9時まで		<u>22,720円</u>		健康プレイルーム使用料 専用使用の場合 午前9時から午後9時まで		<u>20,660円</u>
	専用使用でない場合 1人につき1回		<u>220円</u>		専用使用でない場合 1人につき1回		<u>200円</u>
	コミュニティホール使用料 午前9時から午後9時まで		<u>66,060円</u>		コミュニティホール使用料 午前9時から午後9時まで		<u>60,470円</u>

(13) さぬきこどもの国	リハーサル室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>8,570円</u>	(13) さぬきこどもの国	リハーサル室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,790円</u>
	第1楽屋使用料	午前9時から午後9時まで	<u>2,470円</u>		第1楽屋使用料	午前9時から午後9時まで	<u>2,260円</u>
	第2楽屋使用料	午前9時から午後9時まで	<u>4,330円</u>		第2楽屋使用料	午前9時から午後9時まで	<u>3,950円</u>
	略				略		
	スペースシアター観覧料				スペースシアター観覧料		
	プラネタリウムによる天体運行等の投影				プラネタリウムによる天体運行等の投影		
	個人				個人		
	一般	1人につき1回	<u>600円</u>		一般	1人につき1回	<u>510円</u>
	高等学校生	1人につき1回	<u>350円</u>		高等学校生	1人につき1回	<u>310円</u>
	徒				徒		
	略				略		
(14) 香川県産業技術センタ	団体(20人以上)			(14) 香川県産業技術センタ	団体(20人以上)		
	一般	1人につき1回	<u>500円</u>		一般	1人につき1回	<u>410円</u>
	略				略		
	全天周映像機による映画の上映				全天周映像機による映画の上映		
	個人				個人		
	一般	1人につき1回	<u>600円</u>		一般	1人につき1回	<u>510円</u>
	高等学校生	1人につき1回	<u>350円</u>		高等学校生	1人につき1回	<u>310円</u>
	徒				徒		
	略				略		
	団体(20人以上)				団体(20人以上)		
	一般	1人につき1回	<u>500円</u>		一般	1人につき1回	<u>410円</u>
	略				略		
	略				略		
	機器使用料	11,940円を超えない範囲で規則で定める額			機器使用料	10,350円を超えない範囲で規則で定める額	

		研修室使用料 会議室使用料 視聴覚室使用料 開放試験室使用料 略	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり	<u>1,490円</u> <u>360円</u> <u>650円</u> <u>290円</u>			研修室使用料 会議室使用料 視聴覚室使用料 開放試験室使用料 略	1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり	<u>1,430円</u> <u>340円</u> <u>630円</u> <u>280円</u>
(15) 香川県産業技術センタ 一発酵食品研究所		機器使用料 開放研究室使用料	<u>4,950円</u> を超えない範囲で規則で定める額 1時間当たり	<u>290円</u>	(15) 香川県産業技術センタ 一発酵食品研究所		機器使用料 開放研究室使用料	<u>4,320円</u> を超えない範囲で規則で定める額 1時間当たり	<u>280円</u>
(16) 香川県産業交流センタ	一	大展示場使用料 日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。） その他の日	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで 午前9時から午後5時まで 午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで	<u>623,400円</u> <u>311,700円</u> <u>311,700円</u> <u>311,700円</u> <u>519,700円</u> <u>259,800円</u> <u>259,800円</u> <u>259,800円</u>	(16) 香川県産業交流センタ	一	大展示場使用料 日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。） その他の日	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで 午前9時から午後5時まで 午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで	<u>556,600円</u> <u>278,300円</u> <u>278,300円</u> <u>278,300円</u> <u>464,000円</u> <u>232,000円</u> <u>232,000円</u> <u>232,000円</u>
		小展示場使用料 日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで	<u>211,200円</u> <u>105,600円</u> <u>105,600円</u> <u>105,600円</u>			小展示場使用料 日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで	<u>188,600円</u> <u>94,300円</u> <u>94,300円</u> <u>94,300円</u>

	その他の日	後9時まで 午前9時から午 後5時まで 午前9時から午 後1時まで 午後1時から午 後5時まで 午後5時から午 後9時まで	<u>175,800円</u>			その他の日	後9時まで 午前9時から午 後5時まで 午前9時から午 後1時まで 午後1時から午 後5時まで 午後5時から午 後9時まで	<u>157,000円</u>	
	第1屋外展示場使用料 日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午 後5時まで 午前9時から午 後1時まで 午後1時から午 後5時まで	<u>50,800円</u> <u>25,400円</u> <u>25,400円</u>			第1屋外展示場使用料 日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午 後5時まで 午前9時から午 後1時まで 午後1時から午 後5時まで	<u>45,400円</u> <u>22,700円</u> <u>22,700円</u>	
	その他の日	午前9時から午 後5時まで 午前9時から午 後1時まで 午後1時から午 後5時まで	<u>42,300円</u> <u>21,200円</u> <u>21,200円</u>			その他の日	午前9時から午 後5時まで 午前9時から午 後1時まで 午後1時から午 後5時まで	<u>37,800円</u> <u>18,900円</u> <u>18,900円</u>	
	第2屋外展示場使用料 日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午 後5時まで 午前9時から午 後1時まで 午後1時から午 後5時まで	<u>6万円</u> <u>3万円</u> <u>3万円</u>			第2屋外展示場使用料 日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午 後5時まで 午前9時から午 後1時まで 午後1時から午 後5時まで	<u>53,600円</u> <u>26,800円</u> <u>26,800円</u>	
	その他の日	午前9時から午 後5時まで 午前9時から午 後1時まで	<u>50,200円</u> <u>25,100円</u>			その他の日	午前9時から午 後5時まで 午前9時から午 後1時まで	<u>44,800円</u> <u>22,400円</u>	

	大会議室使用料 舞台以外の部分	午後1時から午 後5時まで	<u>25,100円</u>			大会議室使用料 舞台以外の部分	午後1時から午 後5時まで	<u>22,400円</u>	
		午前9時から午 後5時まで	<u>87,630円</u>				午前9時から午 後5時まで	<u>78,240円</u>	
		午前9時から午 後1時まで	<u>43,810円</u>				午前9時から午 後1時まで	<u>39,120円</u>	
		午後1時から午 後5時まで	<u>43,810円</u>				午後1時から午 後5時まで	<u>39,120円</u>	
		午後5時から午 後9時まで	<u>43,810円</u>				午後5時から午 後9時まで	<u>39,120円</u>	
	舞台	午前9時から午 後5時まで	<u>19,400円</u>			舞台	午前9時から午 後5時まで	<u>17,320円</u>	
		午前9時から午 後1時まで	<u>9,700円</u>				午前9時から午 後1時まで	<u>8,660円</u>	
		午後1時から午 後5時まで	<u>9,700円</u>				午後1時から午 後5時まで	<u>8,660円</u>	
		午後5時から午 後9時まで	<u>9,700円</u>				午後5時から午 後9時まで	<u>8,660円</u>	
	中会議室使用料	午前9時から午 後5時まで	<u>23,920円</u>			中会議室使用料	午前9時から午 後5時まで	<u>21,360円</u>	
		午前9時から午 後1時まで	<u>11,960円</u>				午前9時から午 後1時まで	<u>10,680円</u>	
		午後1時から午 後5時まで	<u>11,960円</u>				午後1時から午 後5時まで	<u>10,680円</u>	
		午後5時から午 後9時まで	<u>11,960円</u>				午後5時から午 後9時まで	<u>10,680円</u>	
	小会議室使用料	午前9時から午 後5時まで	<u>7,950円</u>			小会議室使用料	午前9時から午 後5時まで	<u>7,100円</u>	
		午前9時から午 後1時まで	<u>3,980円</u>				午前9時から午 後1時まで	<u>3,550円</u>	
		午後1時から午 後5時まで	<u>3,980円</u>				午後1時から午 後5時まで	<u>3,550円</u>	
		午後5時から午 後9時まで	<u>3,980円</u>				午後5時から午 後9時まで	<u>3,550円</u>	

	特別会議室使用料	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで	<u>35,480円</u> <u>17,740円</u> <u>17,740円</u> <u>17,740円</u>		特別会議室使用料	午前9時から午後5時まで 午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで 午後5時から午後9時まで	<u>31,680円</u> <u>15,840円</u> <u>15,840円</u> <u>15,840円</u>	
(17) 香川県新規産業創出支援センター	略			(17) 香川県新規産業創出支援センター	略			
	電磁環境試験設備使用料	1時間当たり	<u>30,010円</u> を超えない範囲で規則で定める額		電磁環境試験設備使用料	1時間当たり	<u>28,630円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	会議室使用料				会議室使用料			
	大会議室	1時間当たり	<u>1,950円</u>		大会議室	1時間当たり	<u>1,560円</u>	
	小会議室	1時間当たり	<u>800円</u>		小会議室	1時間当たり	<u>640円</u>	
(18) 略	略			(18) 略	略			
(19) 香川県サンポート高松交流拠点施設	国際会議場	午前9時から午後10時まで	<u>121,070円</u> を超えない範囲で規則で定める額	(19) 香川県サンポート高松交流拠点施設	国際会議場	午前9時から午後10時まで	<u>112,100円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	会議室使用料				会議室使用料			
	応接室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>10,700円</u> を超えない範囲で規則で定める額		応接室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>9,300円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	第1控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,830円</u> を超えない範囲で規則で定める額		第1控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,200円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	第2控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,830円</u> を超えない範囲で規則で		第2控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,200円</u> を超えない範囲で規則で	

	ビジネスルーム 使用料	午前9時から午 後10時まで	定める額 <u>7,480円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額		ビジネスルーム 使用料	午前9時から午 後10時まで	定める額 <u>6,500円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額	
	展示場 展示場使用料	午前9時から午 後10時まで	<u>115,420円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額		展示場 展示場使用料	午前9時から午 後10時まで	<u>99,500円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額	
	略				略			
(20) 県民いこ いの森野営場 及び大川山野 営場	野営地使用料 一般 個人 団体(30人以 上) 児童生徒 個人 団体(30人以 上)	1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊	<u>370円</u> <u>220円</u> <u>220円</u> <u>150円</u>		(20) 県民いこ いの森野営場 及び大川山野 営場	野営地使用料 一般 個人 団体(30人以 上) 児童生徒 個人 団体(30人以 上)	1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊	<u>260円</u> <u>150円</u> <u>150円</u> <u>100円</u>
(21)～(25) 略					(21)～(25) 略			
(26) 香川県青 年センター	宿泊施設 洋室 一般利用 特別利用 和室 一般利用 特別利用 略				(26) 香川県青 年センター	宿泊施設 洋室 一般利用 特別利用 和室 一般利用 特別利用 略		
(27)～(30) 略					(27)～(30) 略			
(31) 香川県県 民ホール	大ホール 入場料を徴収す る場合 當利を目的と	午前9時から午	<u>559,660円</u>		(31) 香川県県 民ホール	大ホール 入場料を徴収す る場合 當利を目的と	午前9時から午	<u>466,400円</u>

	する場合	後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額			する場合	後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額
	営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>559,660円</u>			営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>466,400円</u>
	入場料を徴収しない場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額			入場料を徴収しない場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額
	営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>475,720円</u>			営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>396,440円</u>
	営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額			営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額
	小ホール 入場料を徴収する場合	午前9時から午後10時まで	<u>279,830円</u>			小ホール 入場料を徴収する場合	午前9時から午後10時まで	<u>233,200円</u>
	営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額			営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額
	営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>276,650円</u>			営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>230,560円</u>
	入場料を徴収しない場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額			入場料を徴収しない場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額
	営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>276,650円</u>			営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>230,560円</u>
	営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額			営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額
	入場料を徴収しない場合	午前9時から午後10時まで	<u>235,160円</u>			入場料を徴収しない場合	午前9時から午後10時まで	<u>195,980円</u>
	営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額			営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額
	営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>138,330円</u>			営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>115,280円</u>

		しない場合	後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額			しない場合	後10時まで	を超えない範囲で規則で定める額	
		多目的大会議室 営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>172,860円</u> を超えない範囲で規則で定める額			多目的大会議室 営利を目的とする場合	午前9時から午後10時まで	<u>144,060円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
		営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>115,240円</u> を超えない範囲で規則で定める額			営利を目的としない場合	午前9時から午後10時まで	<u>96,040円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
		楽屋	午前9時から午後10時まで	<u>8,020円</u> を超えない範囲で規則で定める額			楽屋	午前9時から午後10時まで	<u>6,690円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
		リハーサル室	午前9時から午後10時まで	<u>20,280円</u> を超えない範囲で規則で定める額			リハーサル室	午前9時から午後10時まで	<u>16,900円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
		練習室	午前9時から午後10時まで	<u>7,060円</u> を超えない範囲で規則で定める額			練習室	午前9時から午後10時まで	<u>5,890円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
		会議室	午前9時から午後10時まで	<u>63,980円</u> を超えない範囲で規則で定める額			会議室	午前9時から午後10時まで	<u>53,320円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
(32) 香川県立 ミュージアム	略 歴史展示室及び常設展示室の観覧料 (学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準				(32) 香川県立 ミュージアム	略 歴史展示室及び常設展示室の観覧料 (学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準				

	する者を除く。)					する者を除く。)		
個人	1人につき1回	500円				個人	1人につき1回	410円
団体(20人以上)	1人につき1回	400円				団体(20人以上)	1人につき1回	330円
略						略		
特別展示室使用料	午前9時から午後5時まで	37,200円を超えない範囲で規則で定める額				特別展示室使用料	午前9時から午後5時まで	31,000円を超えない範囲で規則で定める額
常設展示室、ロビー又はエントランスホールのうち特別展示室と併せて展示の用に供される部分の使用料	午前9時から午後5時まで	19,000円を超えない範囲で規則で定める額				常設展示室、ロビー又はエントランスホールのうち特別展示室と併せて展示の用に供される部分の使用料	午前9時から午後5時まで	15,850円を超えない範囲で規則で定める額
講堂使用料	午前9時から午後5時まで	28,720円を超えない範囲で規則で定める額				講堂使用料	午前9時から午後5時まで	23,940円を超えない範囲で規則で定める額
研修室使用料	午前9時から午後5時まで	11,550円を超えない範囲で規則で定める額				研修室使用料	午前9時から午後5時まで	9,660円を超えない範囲で規則で定める額
略						略		
(33) 略						(33) 略		
(34) 香川県立 ミュージアム 香川県文化会館	略					(34) 香川県立 ミュージアム 香川県文化会館	略	
芸能ホール使用料	午前9時から午後9時まで	48,330円を超えない範囲で規則で定める額				芸能ホール使用料	午前9時から午後9時まで	45,000円を超えない範囲で規則で定める額
県民ギャラリー使用料	午前9時から午後5時まで	23,250円を超えない範囲で規則で定める額				県民ギャラリー使用料	午前9時から午後5時まで	19,390円を超えない範囲で規則で定める額
略						略		
(35) 香川県立 展示室観覧料(学)						(35) 香川県立 展示室観覧料(学)		

東山魁夷せと うち美術館	齢に達しない者、 児童、中学校生徒、 高等学校生徒及び これらに準ずる者 を除く。) 常設の展示の場 合 個人 団体 (20人以 上) 略 略	1 人につき 1 回 1 人につき 1 回	<u>400円</u> <u>320円</u>
-----------------	--	--------------------------	----------------------------

(36) 略

東山魁夷せと うち美術館	齢に達しない者、 児童、中学校生徒、 高等学校生徒及び これらに準ずる者 を除く。) 常設の展示の場 合 個人 団体 (20人以 上) 略 略	1 人につき 1 回 1 人につき 1 回	<u>310円</u> <u>240円</u>
-----------------	--	--------------------------	----------------------------

(36) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1 行政不服審 査法 (平成26 年法律第68号) 第38条第4項 (同法第66条 第1項及び他 の法令におい て準用する場 合を含む。) の手数料及び 同法第81条第 3項において 準用する同法 第78条第4項 の手数料	略		
<u>1の2 行政書 士試験合格証 明書交付手数 料</u>		<u>1件</u>	<u>400円</u>

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1 行政不服審 査法 (平成26 年法律第68号) 第38条第4項 (同法第66条 第1項及び他 の法令におい て準用する場 合を含む。) の手数料及び 同法第81条第 3項において 準用する同法 第78条第4項 の手数料	略		

<u>1の3</u>	廃止された私立学校、私立の専修学校又は私立の各種学校証明手数料	略
------------	---------------------------------	---

2~43	略
------	---

44 興行場営業 許可申請手数料	略 仮設興行場	1 件	<u>7,500円</u>
---------------------	------------	-----	---------------

45	略
----	---

46 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1 件	<u>7,500円</u>
----------------------------	--	-----	---------------

47	略
----	---

48 化製場等に関する許可申請手数料	化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。) 第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の許可 略 死亡獣畜取扱場及び法第8条の製造又は貯蔵の施設 略	1 件	<u>13,000円</u>
--------------------	--	-----	----------------

49~52	略
-------	---

53 クリーニング師試験手数料		1 件	<u>8,100円</u>
-----------------	--	-----	---------------

54 抑留犬返還手数料		1 頭	<u>2,500円</u>
-------------	--	-----	---------------

<u>1の2</u>	廃止された私立学校、私立の専修学校又は私立の各種学校証明手数料	略
------------	---------------------------------	---

2~43	略
------	---

44 興行場営業 許可申請手数料	略 仮設興行場	1 件	<u>7,000円</u>
---------------------	------------	-----	---------------

45	略
----	---

46 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1 件	<u>7,400円</u>
----------------------------	--	-----	---------------

47	略
----	---

48 化製場等に関する許可申請手数料	化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。) 第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の許可 略 死亡獣畜取扱場及び法第8条の製造又は貯蔵の施設 略	1 件	<u>12,000円</u>
--------------------	--	-----	----------------

49~52	略
-------	---

53 クリーニング師試験手数料		1 件	<u>8,000円</u>
-----------------	--	-----	---------------

54 抑留犬返還手数料		1 頭	<u>2,440円</u>
-------------	--	-----	---------------

55 略			
56 一般と畜場 設置許可申請 手数料		1 件	<u>23,000円</u>
57~62 略			
63 建築物清掃 業者登録手数 料		1 件	<u>36,000円</u>
64 建築物空気 環境測定業者 登録手数料		1 件	<u>36,000円</u>
65 建築物空気 調和用ダクト 清掃業者登録 手数料		1 件	<u>36,000円</u>
66 建築物飲料 水水質検査業 者登録手数料		1 件	<u>36,000円</u>
67 建築物飲料 水貯水槽清掃 業者登録手数 料		1 件	<u>36,000円</u>
68 建築物排水 管清掃業者登 録手数料		1 件	<u>36,000円</u>
69 建築物ねず み昆虫等防除 業者登録手数 料		1 件	<u>36,000円</u>
70 建築物環境 衛生総合管理 業者登録手数 料		1 件	<u>46,000円</u>
71~73 略			

55 略			
56 一般と畜場 設置許可申請 手数料		1 件	<u>22,000円</u>
57~62 略			
63 建築物清掃 業者登録手数 料		1 件	<u>35,000円</u>
64 建築物空気 環境測定業者 登録手数料		1 件	<u>35,000円</u>
65 建築物空気 調和用ダクト 清掃業者登録 手数料		1 件	<u>35,000円</u>
66 建築物飲料 水水質検査業 者登録手数料		1 件	<u>35,000円</u>
67 建築物飲料 水貯水槽清掃 業者登録手数 料		1 件	<u>35,000円</u>
68 建築物排水 管清掃業者登 録手数料		1 件	<u>35,000円</u>
69 建築物ねず み昆虫等防除 業者登録手数 料		1 件	<u>35,000円</u>
70 建築物環境 衛生総合管理 業者登録手数 料		1 件	<u>45,000円</u>
71~73 略			

74 特定動物の飼養又は保管許可申請手数料		1 件	<u>19,000円</u>
75・76 略			
77 引き取った犬若しくは猫又は収容した犬の返還手数料		1頭 又は 1匹	<u>2,500円</u>
78~80 略			
81 食鳥処理事業許可申請手数料		1 件	<u>2万円</u>
82 略			
83 小規模食鳥処理業者確認規程認定申請手数料		1 件	<u>5,800円</u>
84 小規模食鳥処理業者確認規程変更認定申請手数料		1 件	<u>2,500円</u>
84の2・84の3 略			
85 魚介類行商登録申請手数料		1 件	<u>1,900円</u>
86 魚介類行商登録更新申請手数料		1 件	<u>1,100円</u>
87 魚介類行商登録証再交付手数料		1 件	<u>730円</u>
88及び89 略			

74 特定動物の飼養又は保管許可申請手数料		1 件	<u>18,000円</u>
75・76 略			
77 引き取った犬若しくは猫又は収容した犬の返還手数料		1頭 又は 1匹	<u>2,440円</u>
78~80 略			
81 食鳥処理事業許可申請手数料		1 件	<u>19,000円</u>
82 略			
83 小規模食鳥処理業者確認規程認定申請手数料		1 件	<u>5,500円</u>
84 小規模食鳥処理業者確認規程変更認定申請手数料		1 件	<u>2,300円</u>
84の2・84の3 略			
85 魚介類行商登録申請手数料		1 件	<u>1,700円</u>
86 魚介類行商登録更新申請手数料		1 件	<u>1,000円</u>
87 魚介類行商登録証再交付手数料		1 件	<u>650円</u>
88及び89 略			

90 ふぐ処理業登録申請手数料		1 件	<u>5,600円</u>
91 ふぐ処理業登録更新申請手数料		1 件	<u>5,300円</u>
92 ふぐ処理業登録証再交付手数料		1 件	<u>2,400円</u>
93 ふぐ処理業登録証訂正手数料		1 件	<u>2,000円</u>
94 ふぐ処理師免許申請手数料		1 件	<u>6,100円</u>
95 ふぐ処理師免許証再交付手数料		1 件	<u>3,800円</u>
96 ふぐ処理師免許証訂正手数料		1 件	<u>3,000円</u>
97 ふぐ処理師試験手数料		1 件	<u>13,000円</u>
98 特別ふぐ処理講習手数料		1 件	<u>4,200円</u>
99~262 略			
263 受胎調節実地指導員指定証交付手数料		1 件	<u>4,200円</u>
264 受胎調節実地指導員標識交付手数料		1 件	<u>3,300円</u>
265 受胎調節		1 件	<u>2,530円</u>

90 ふぐ処理業登録申請手数料		1 件	<u>5,200円</u>
91 ふぐ処理業登録更新申請手数料		1 件	<u>4,900円</u>
92 ふぐ処理業登録証再交付手数料		1 件	<u>2,200円</u>
93 ふぐ処理業登録証訂正手数料		1 件	<u>1,800円</u>
94 ふぐ処理師免許申請手数料		1 件	<u>5,600円</u>
95 ふぐ処理師免許証再交付手数料		1 件	<u>3,500円</u>
96 ふぐ処理師免許証訂正手数料		1 件	<u>2,800円</u>
97 ふぐ処理師試験手数料		1 件	<u>12,000円</u>
98 特別ふぐ処理講習手数料		1 件	<u>4,000円</u>
99~262 略			
263 受胎調節実地指導員指定証交付手数料		1 件	<u>4,000円</u>
264 受胎調節実地指導員標識交付手数料		1 件	<u>3,100円</u>
265 受胎調節		1 件	<u>2,400円</u>

実地指導員指定証訂正手数料				実地指導員指定証訂正手数料			
266 受胎調節 実地指導員指定証再交付手数料		1件	<u>3,000円</u>	266 受胎調節 実地指導員指定証再交付手数料		1件	<u>2,800円</u>
267 受胎調節 実地指導員標識再交付手数料		1件	<u>2,700円</u>	267 受胎調節 実地指導員標識再交付手数料		1件	<u>2,500円</u>
268~374 略				268~374 略			
375 香川県産業技術センタ一手数料	非破壊試験 組織試験 略 金属材料試験 窯業材料試験 木竹材料試験 略 その他材料試験 略 鉱産物（粘土を含む。）分析 金属分析 その他分析 試料調製	5,160円を超えない範囲で規則で定める額 <u>3,400円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>7,710円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>32,180円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>4,360円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>10,110円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>4,720円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>4,720円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>4,720円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>2,360円</u> を超えない範囲		375 香川県産業技術センタ一手数料	非破壊試験 組織試験 略 金属材料試験 窯業材料試験 木竹材料試験 略 その他材料試験 略 鉱産物（粘土を含む。）分析 金属分析 その他分析 試料調製	5,150円を超えない範囲で規則で定める額 <u>3,380円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>7,290円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>30,070円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>4,300円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>16,490円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>4,400円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>4,400円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>4,400円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>2,350円</u> を超えない範囲	

	食品・食品原料分析 略	で規則で定める額 <u>53,310円</u> を超えない範囲 で規則で定める額
376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料	食品・食品原料分析 略	<u>26,800円</u> を超えない範囲 で規則で定める額
377 香川県新規産業創出支援センター手数料	電磁環境試験 電磁波特性試験 試験成績書正本 略	1測定1時間までごと 1通 <u>32,370円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>25,000円</u>
378~419 略		
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ブルセラ症検査 結核検査 ヨーネ病検査 エライザ法による検査	1頭 1回 1頭 1回 1頭 1回 1頭 1回 <u>920円</u> <u>1,270円</u> <u>880円</u>

	食品・食品原料分析 略	で規則で定める額 <u>52,750円</u> を超えない範囲 で規則で定める額
376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料	食品・食品原料分析 略	<u>26,250円</u> を超えない範囲 で規則で定める額
377 香川県新規産業創出支援センター手数料	電磁環境試験 電磁波特性試験 試験成績書正本 略	1測定1時間までごと 1通 <u>30,710円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>22,000円</u>
378~419 略		
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ブルセラ症検査 結核検査 ヨーネ病検査 スクリーニング法による検査	1頭 1回 1頭 1回 1頭 1回 1頭 1回 <u>720円</u> <u>770円</u> <u>830円</u>

リアルタイムP C R法による検査 略	1頭 1回	<u>3,080円</u>
牛ウイルス性下痢検査		
エライザ法による検査	1頭 1回	<u>930円</u>
P C R法による検査	1頭 1回	<u>1,400円</u>
牛伝染性リンパ腫検査		
抗体検査	1頭 1回	<u>820円</u>
P C R法による検査	1頭 1回	<u>1,610円</u>
略		

リアルタイムP C R法による検査 略	1頭 1回	<u>1,610円</u>
牛ウイルス性下痢検査		
エライザ法による検査	1頭 1回	<u>790円</u>
P C R法による検査	1頭 1回	<u>840円</u>
牛伝染性リンパ腫検査		
抗体検査	1頭 1回	<u>710円</u>
P C R法による検査	1頭 1回	<u>1,110円</u>
略		

421～511 略

512 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）第2条第1項第1号に掲げる建築行為を伴う建築物以外の建築物の場合		
	床面積の合計		
	30平方メートル以下	1件	<u>11,000円</u>
	30平方メートルを超え100平方メー	1件	<u>19,000円</u>

421～511 略

512 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認			
	床面積の合計		
	30平方メートル以下	1件	<u>8,000円</u>
	30平方メートルを超え100平方メートル	1件	<u>13,000円</u>

申請手数料並 びに法第18条 第2項（法第 87条第1項に おいて準用す る場合を含む。） の計画通知手 数料及び計画 変更計画通知 手数料	<u>トル以下</u>	1 件	<u>28,000円</u>		<u>申請手数料並 びに法第18条 第2項（法第 87条第1項に おいて準用す る場合を含む。） の計画通知手 数料及び計画 変更計画通知 手数料</u>	<u>以下</u>	1 件	<u>2万円</u>
	<u>100平方メートル を超える場合</u>	1 件	<u>38,000円</u>		<u>100平方メートルを 超える場合</u>	1 件	<u>26,000円</u>	
	<u>200平方メートル を超える場合</u>	1 件	<u>52,000円</u>		<u>200平方メートルを 超える場合</u>	1 件	<u>46,000円</u>	
	<u>500平方メートル を超える場合</u>	1 件	<u>87,000円</u>		<u>500平方メートルを 超える場合</u>	1 件	<u>65,000円</u>	
	<u>1,000平方メートル を超える場合</u>	1 件	<u>135,000円</u>		<u>1,000平方メートルを 超える場合</u>	1 件	<u>19万円</u>	
	<u>2,000平方メートル を超える場合</u>	1 件	<u>25万円</u>		<u>2,000平方メートルを 超える場合</u>	1 件	<u>32万円</u>	
	<u>5万平方メートル を超える場合</u>	1 件	<u>42万円</u>		<u>5万平方メートルを 超える場合</u>	1 件	<u>62万円</u>	
	<u>(2) 省令第2条第1 項第1号に掲げる建 築行為を伴う建築物 の場合</u>	1 件	<u>(1)により算定し た額に、次に掲げ る床面積の合計の 区分に応じた額（ 計画の変更に係る 申請又は通知の場 合は、当該額に2</u>					
	<u>一戸建ての住宅であ って住宅の用途以外 の用途に供する部分 を有しない場合</u>	1 件						

その他の場合

1件

分の1を乗じて得た額)を加算した額

床面積の合計

200平方メー

トル未満

16,000円

200平方メー

トル以上

17,000円

(1)により算定した額に、次に掲げる床面積の合計の区分に応じた額(計画の変更に係る申請又は通知の場合は、当該額に2分の1を乗じて得た額)を加算した額

床面積の合計

300平方メー

トル未満

29,000円

300平方メー

トル以上

2,000平方メ

ートル未満

45,000円

2,000平方メ

ートル以上

5,000平方メ

ートル未満

71,000円

5,000平方メ

		一トール以上 92,000円
<p>(1) の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p>		
<p>ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</p>		
<p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）</p>		
<p>ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>		
<p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1</p>		

512の2・512の3 略

513 法第7条 第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物の場合 床面積の合計 30平方メートル以下 30平方メートルを超え100平方メートル以下 100平方メートルを超え200平方メートル	1件	<u>29,000円</u> <u>36,000円</u> <u>46,000円</u>
---	---	----	--

床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1

512の2・512の3 略

513 法第7条 第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物の場合 床面積の合計 30平方メートル以下 30平方メートルを超え100平方メートル以下 100平方メートルを超え200平方メートル	1件	<u>13,000円</u> <u>16,000円</u> <u>21,000円</u>
---	---	----	--

一トル以下 200平方メートル を超える場合	1件	<u>49,000円</u>		一トル以下 200平方メートル を超える場合	1件	<u>28,000円</u>	
一トル以下 300平方メートル を超える場合	1件	<u>52,000円</u>		一トル以下 500平方メートル を超える場合	1件	<u>47,000円</u>	
一トル以下 500平方メートル を超える場合	1件	<u>59,000円</u>		一トル以下 1,000平方メートル を超える場合	1件	<u>64,000円</u>	
一トル以下 1,000平方メートル を超える場合	1件	<u>75,000円</u>		一トル以下 2,000平方メートル を超える場合	1件	<u>15万円</u>	
一トル以下 2,000平方メートル を超える場合	1件	<u>17万円</u>		一トル以下 1万平方メートル を超える場合	1件	<u>24万円</u>	
一トル以下 1万平方メートル を超える場合	1件	<u>27万円</u>		一トル以下 5万平方メートル を超える場合	1件	<u>50万円</u>	
中間検査合格証の交付 を受けた建築物の場合 床面積の合計				中間検査合格証の交付 を受けた建築物の場合 床面積の合計			
30平方メートル以下	1件	<u>29,000円</u>		30平方メートル以下	1件	<u>13,000円</u>	
30平方メートルを超える場合	1件	<u>35,000円</u>		30平方メートルを超える場合	1件	<u>15,000円</u>	
100平方メートルを超える場合	1件	<u>45,000円</u>		100平方メートルを超える場合	1件	<u>2万円</u>	
200平方メートルを超える場合	1件	<u>47,000円</u>		200平方メートルを超える場合	1件	<u>28,000円</u>	

	<u>300平方メートル を超える場合</u>	1件	<u>5万円</u>					
	<u>500平方メートル を超える場合</u>	1件	<u>57,000円</u>					<u>46,000円</u>
	<u>1,000平方メートル を超える場合</u>	1件	<u>71,000円</u>					<u>62,000円</u>
	<u>2,000平方メートル を超える場合</u>	1件	<u>16万円</u>					<u>14万円</u>
	<u>1万平方メートル を超える場合</u>	1件	<u>26万円</u>					<u>23万円</u>
	<u>5万平方メートル を超える場合</u>	1件	<u>52万円</u>					<u>47万円</u>
	略							
514 法第7条 の3第1項の 中間検査申請 手数料及び法 第18条第28項 の中間検査通 知手数料	床面積の合計	1件	<u>27,000円</u>					
	<u>30平方メートル以下</u>	1件	<u>33,000円</u>					
	<u>30平方メートルを超 え100平方メートル 以下</u>	1件	<u>42,000円</u>					
	<u>100平方メートルを 超え200平方メート ル以下</u>	1件	<u>44,000円</u>					
514 法第7条 の3第1項の 中間検査申請 手数料及び法 第18条第28項 の中間検査通 知手数料	床面積の合計	1件	<u>14,000円</u>					
	<u>30平方メートル以下</u>	1件	<u>17,000円</u>					
	<u>30平方メートルを超 え100平方メートル 以下</u>	1件	<u>22,000円</u>					
	<u>100平方メートルを 超え200平方メート ル以下</u>	1件	<u>3万円</u>					
	<u>200平方メートルを 超え500平方メート ル以下</u>							

	<u>300平方メートルを 超え500平方メートル以下</u>	1件	<u>45,000円</u>						
	500平方メートルを 超え1,000平方メートル以下	1件	<u>55,000円</u>						
	1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル以下	1件	<u>73,000円</u>						
	2,000平方メートルを 超え1万平方メートル以下	1件	<u>17万円</u>						
	1万平方メートルを 超え5万平方メートル以下	1件	<u>27万円</u>						
	5万平方メートルを超える場合	1件	<u>55万円</u>						
	略								
515～561の4	略								
562 法第87条 の4において 準用する法第 6条第1項の 建築設備の確 認申請手数料 及び法第18条 第2項の建築 設備の計画通 知手数料	<u>小荷物専用昇降機以外 の建築設備</u> <u>小荷物専用昇降機</u>	1件	<u>27,000円</u>						
		1件	<u>13,000円</u>						
515～561の4	略								
562 法第87条 の4において 準用する法第 6条第1項の 建築設備の確 認申請手数料 及び法第18条 第2項の建築 設備の計画通 知手数料									
		1件	<u>12,000円</u>						

500平方メートルを
超え1,000平方メートル以下
1,000平方メートルを
超え2,000平方メートル以下
2,000平方メートルを
超え1万平方メートル以下
1万平方メートルを
超え5万平方メートル以下
5万平方メートルを
超える場合

床面積の合計は、共同住宅（床及びはりに鉄筋を配置するものに限る。）にあっては当該建築（移転を除く。以下この項において同じ。）に係る部分の床面積のうち特定工程に係る階の直下階の床面積について算定し、その他の場合にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定する。

563 法第87条の4において準用する法第6条第1項の建築設備の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画変更計画通知手数料	<u>小荷物専用昇降機以外の建築設備</u> <u>小荷物専用昇降機</u>	1件 1件	<u>14,000円</u> <u>6,000円</u>	563 法第87条の4において準用する法第6条第1項の建築設備の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画変更計画通知手数料		1件	<u>6,000円</u>
564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	<u>小荷物専用昇降機以外の建築設備</u> <u>小荷物専用昇降機</u>	1件 1件	<u>41,000円</u> <u>32,000円</u>	564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料		1件	<u>17,000円</u>
565 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の工作物の確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画通知手数料		1件	<u>19,000円</u>	565 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の工作物の確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画通知手数料		1件	<u>1万円</u>
566 法第88条第1項において準用する法		1件	<u>1万円</u>	566 法第88条第1項において準用する法		1件	<u>6,000円</u>

第6条第1項 の工作物の計 画変更確認申 請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料				第6条第1項 の工作物の計 画変更確認申 請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料			
567 法第88条 第1項において準用する法 第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料		1件	<u>32,000円</u>	567 法第88条 第1項において準用する法 第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料		1件	<u>12,000円</u>
568 法第88条 第2項において準用する法 第6条第1項の工作物の確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画通知手数料		1件	<u>19,000円</u>	568 法第88条 第2項において準用する法 第6条第1項の工作物の確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画通知手数料		1件	<u>1万円</u>
569 法第88条 第2項において準用する法 第6条第1項の工作物の計画変更確認申		1件	<u>1万円</u>	569 法第88条 第2項において準用する法 第6条第1項の工作物の計画変更確認申		1件	<u>6,000円</u>

請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料				請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料			
570 法第88条 第2項において準用する法 第7条第1項 の工作物の完了検査申請手 数料及び法第 18条第20項の 完了通知手数 料		1件	<u>32,000円</u>	570 法第88条 第2項において準用する法 第7条第1項 の工作物の完了検査申請手 数料及び法第 18条第20項の 完了通知手数 料		1件	<u>12,000円</u>
570の2～576 略							
576の2 低炭 素建築物新築 等計画認定申 請手数料		1件	認定申請1件につ き、当該認定申請 に係る次に掲げる 建築物の部分の区分 に応じ次に定め る額を合算した額 (規則で定める場 合は、当該合算した 額を超えない範囲 で規則で定める額) ア 住宅部分 <u>一戸建ての住宅</u> <u>であって住宅の</u> <u>用途以外の用途</u> <u>に供する部分を</u> <u>有しない場合</u>	576の2 低炭 素建築物新築 等計画認定申 請手数料		1件	認定申請1件につ き、当該認定申請 に係る次のアから ウまでに掲げる建 築物の部分の区分 に応じ当該アから ウまでに定める額 を合算した額(規 則で定める場合は、 当該合算した額を 超えない範囲で規 則で定める額) ア 住戸 住戸の数 1 <u>39,000円</u> 2以上5以下 <u>77,000円</u> 6以上10以下
570の2～576 略							

床面積の合計
200平方メートル未満
42,000円
200平方メートル以上
47,000円

その他の場合

床面積の合計
300平方メートル未満
84,000円
300平方メートル以上
2,000平方メートル未満
14万円
2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
237,000円
5,000平方メートル以上
34万円

イ 非住宅部分

床面積の合計
300平方メートル未満
275,000円
300平方メートル以上
1,000平方メートル未満

107,000円
11以上25以下
151,000円
26以上50以下
215,000円
51以上100以下
308,000円
101以上200以下
416,000円
201以上300以下
545,000円
301以上
641,000円

イ 共用部分

床面積の合計
300平方メートル以下
121,000円
300平方メートルを超える
2,000平方メートル以下

345,000円
1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満
445,000円
2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満
635,000円
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満
782,000円
1万平方メートル以上
25,000平方メートル未満
925,000円
25,000平方メートル以上
1,055,000円

198,000円

2,000平方メートルを超える場合
5,000平方メートル以下
307,000円
5,000平方メートルを超える場合
1万平方メートル以下
394,000円
1万平方メートルを超える場合
25,000平方メートル以下
47万円
25,000平方メートルを超える場合
548,000円
又 分
床面積の合計300平方メートル以下
266,000円
300平方メートルを超える場合
2,000平方メートル以下

576の4 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

1件

計画の提出1件につき、当該計画の提出に係る次に掲げる建築物の部分の区分に応じ次に定める額を合算した額（規則で定める場合は、当該合算した額を超えない範囲で規則で定める額）

ア 住宅部分

一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合

床面積の合計

200平方メートル未満

42,000円

200平方メートル以上

47,000円

その他の場合

床面積の合計

300平方メートル未満

84,000円

300平方メートル以上

定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。

576の4 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

床面積の合計

300平方メートル以上2,000平方メートル未満

1件

403,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

1件

574,000円

5,000平方メートル以上1万平方メートル未満

1件

707,000円

1万平方メートル以上25,000平方メートル未満

1件

834,000円

25,000平方メートル以上

1件

952,000円

<u>2,000平方 メートル未 満</u>	<u>14万円</u>
<u>2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満</u>	<u>237,000円</u>
<u>5,000平方 メートル以 上</u>	<u>34万円</u>
<u>イ 非住宅部分</u>	
<u>床面積の合計</u>	
<u>300平方メー トル未満</u>	<u>275,000円</u>
<u>300平方メー トル以上</u>	<u>345,000円</u>
<u>1,000平方メ ートル未満</u>	<u>445,000円</u>
<u>1,000平方メ ートル以上</u>	<u>5,000平方メ ートル未満</u>
<u>2,000平方メ ートル未満</u>	<u>635,000円</u>
<u>2,000平方メ ートル以上1 万平方メート</u>	

			<p>ル未満 782,000円 1万平方メー トル以上 25,000平方メ ートル未満 925,000円 25,000平方メ ートル以上 1,055,000円</p>			
576の5 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び軽微な変更に関する証明書交付手数料		1件	<p><u>変更計画の提出又は証明申請1件につき、576の4の項の合算した額（規則で定める場合は、当該額を超えない範囲で規則で定める額）に2分の1を乗じて得た額</u></p>	576の5 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び軽微な変更に関する証明書交付手数料		<p>規則で定める場合の手数料は、上記の額を超えない範囲で、別に規則で定める。</p>
576の6 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件	<p>認定申請1件につき、当該認定申請に係る次に掲げる建築物の部分の区分に応じ次に定める額を合算した額（規則で定める場合は、当該合算した額を超えない範囲で規則で定める額） ア 住宅部分</p>	576の6 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		<p>規則で定める場合の手数料は、上記の額を超えない範囲で、別に規則で定める。</p>

一戸建ての住宅
であって住宅の
用途以外の用途
に供する部分を
有しない場合

床面積の合計

200平方メ
ートル未満

42,000円

200平方メ
ートル以上

47,000円

その他の場合

床面積の合計

300平方メ
ートル未満

84,000円

300平方メ
ートル以上

2,000平方
メートル未

満 14万円

2,000平方

メートル以

上5,000平

方メートル

未 満

237,000円

5,000平方

メートル以

上 34万円

イ 非住宅部分

床面積の合計

一戸建ての住宅
であって住宅の
用途以外の用途
に供する部分を
有しない場合

床面積の合計

200平方メ
ートル未満

39,000円

200平方メ
ートル以上

44,000円

その他の場合

床面積の合計

300平方メ
ートル未満

77,000円

300平方メ
ートル以上

2,000平方

メートル未

満 127,000円

2,000平方

メートル以

上5,000平

方メートル

未 満

215,000円

5,000平方

メートル以

上 308,000円

イ 非住宅部分

床面積の合計

略

300平方メー トル未満	<u>275,000円</u>
300平方メー トル以上	<u>1,000平方メ</u>
ートル未満	<u>345,000円</u>
1,000平方メ	<u>ートル以上</u>
2,000平方メ	<u>ートル未満</u>
2,000平方メ	<u>ートル以上</u>
5,000平方メ	<u>ートル未満</u>
5,000平方メ	<u>ートル以上1</u>
万平方メート ル未満	<u>782,000円</u>
1万平方メー トル以上	<u>25,000平方メ</u>
ートル未満	<u>925,000円</u>
25,000平方メ	<u>ートル以上</u>
1,055,000円	

300平方メー トル未満	<u>25万円</u>
300平方メー トル以上	<u>2,000平方メ</u>
ートル未満	<u>403,000円</u>
2,000平方メ	<u>ートル以上</u>
5,000平方メ	<u>ートル未満</u>
5,000平方メ	<u>ートル以上1</u>
万平方メート ル未満	<u>707,000円</u>
1万平方メー トル以上	<u>25,000平方メ</u>
ートル未満	<u>834,000円</u>
25,000平方メ	<u>ートル以上</u>
952,000円	

建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を

576の7 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び軽微な変更新に関する証明書交付手数料	略	1件	変更認定申請又は証明申請1件につき、576の6の項の合算した額（規則で定める場合は、当該額を超えない範囲で規則で定める額）に2分の1を乗じて得た額
577 宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料	電子申請による場合 その他の方法による場合	1件 1件	26,500円 33,000円
578～598 略			

備考

略

576の7 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料		1件	変更認定申請1件につき、576の6の項の合算した額（規則で定める場合は、当該額を超えない範囲で規則で定める額）に2分の1を乗じて得た額
577 宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料		1件	33,000円
578～598 略			

備考

1 略

2 この表において「電子申請」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。

3 略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～16 略	
17 法第23条第1項に規定する建築士事務所の登録	1件 26,000円

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～16 略	
17 法第23条第1項に規定する建築士事務所の登録	
一級建築士事務所の登録	1件 17,000円
二級建築士事務所又は木造建築士事務	1件 12,000円

18・19 略

所の登録

18・19 略

(香川県都市公園条例の一部改正)

第2条 香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用料)		(使用料)	
第11条 略		第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めたときは、減免することができる。	
別表第2（第11条関係）		別表第2（第11条関係）	
1～4 略		1～4 略	
5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合		5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合	
(1) 有料公園を利用する場合		(1) 有料公園を利用する場合	
利用区分	単 位	金 額	
個人利用	一般 略	1人 1回	<u>500円</u>
団体利用 (20人以上)	一般 略	1人 1回	<u>400円</u>
定期利用	1人用 3人用	1年間 1年間	<u>3,180円</u> <u>6,380円</u>
略			
(2) 有料公園施設を利用する場合		(2) 有料公園施設を利用する場合	
都 市 公 園	有料公園施設の種 類及び名称	単 位	金 額
栗	集会所 商工奨	本館階上	

林公園	勵館	専用使用の場合	午前（午前8時30分から午後0時30分までをいう。以下の項において同じ。） 午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 1日（午前8時30分から午後5時までをいう。以下の項において同じ。）	<u>7,720円</u> <u>7,720円</u> <u>15,440円</u>	林公園	勵館	専用使用の場合	午前（午前8時30分から午後0時30分までをいう。以下の項において同じ。） 午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 1日（午前8時30分から午後5時までをいう。以下の項において同じ。）	<u>5,840円</u> <u>5,840円</u> <u>11,680円</u>
		北館 専用使用の場合	午前 午後 1日	<u>16,970円</u> <u>16,970円</u> <u>33,940円</u>			北館 専用使用の場合	午前 午後 1日	<u>15,710円</u> <u>15,710円</u> <u>31,420円</u>
		和室	午前 午後 1日	<u>1,560円</u> <u>1,560円</u> <u>3,120円</u>			和室	午前 午後 1日	<u>1,440円</u> <u>1,440円</u> <u>2,880円</u>
		北控室	午前 午後 1日	<u>870円</u> <u>870円</u> <u>1,740円</u>			北控室	午前 午後 1日	<u>810円</u> <u>810円</u> <u>1,620円</u>
		南控室	午前 午後 1日	<u>720円</u> <u>720円</u> <u>1,440円</u>			南控室	午前 午後 1日	<u>670円</u> <u>670円</u> <u>1,340円</u>
		略 遊戯施設	舟遊場	遊覧船 専用使用の場	1時間	<u>10,200円</u>	略 遊戯施設	舟遊場	遊覧船 専用使用の場

		合 専用使用でな い場合			合 専用使用でな い場合	
		一般 中学校生徒、 児童及びこ れらに準ず る者	1人 1回	850円 <u>420円</u>	一般 中学校生徒、 児童及びこ れらに準ず る者	1人 1回
						620円 <u>310円</u>

商工奨励館に係る午前8時30分から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の使用料及び午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の使用料、附属設備又は器具の使用料並びに冷暖房使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。

略

略

(香川県野営場条例の一部改正)

第3条 香川県野営場条例(昭和42年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の收受) 第6条 略	(利用料金の收受) 第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
(利用料金の承認) 第7条 略	(利用料金の承認) 第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。
別表(第6条、第7条関係)	別表(第6条、第7条関係)

施設	単位	金額
野営地	一般 個人1人につき1泊 団体(30人以上) 1人につき1泊	370円 <u>220円</u>
児童生徒	個人1人につき1泊 団体(30人以上) 1人につき1泊	220円 <u>150円</u>

施設	単位	金額
野営地	一般 個人1人につき1泊 団体(30人以上) 1人につき1泊	260円 <u>150円</u>
児童生徒	個人1人につき1泊 団体(30人以上) 1人につき1泊	150円 <u>100円</u>

(香川県青年センター条例の一部改正)

第4条 香川県青年センター条例(昭和44年香川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
(利用料金の収受) 第6条 略	(利用料金の収受) 第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。	
(利用料金の承認) 第7条 略	(利用料金の承認) 第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。	
別表(第6条、第7条関係)	別表(第6条、第7条関係)	
施設等	単位	金額
略		
宿泊施設		
洋室		
一般利用	1人につき1泊	1,950円
特別利用	1人につき1泊	<u>1,300円</u>
和室		
一般利用	1人につき1泊	1,700円
特別利用	1人につき1泊	<u>1,180円</u>
略		
施設等	単位	金額
略		
宿泊施設		
洋室		
一般利用	1人につき1泊	1,820円
特別利用	1人につき1泊	<u>1,170円</u>
和室		
一般利用	1人につき1泊	1,570円
特別利用	1人につき1泊	<u>1,040円</u>
略		

略

略

(香川県県民ホール条例の一部改正)

第5条 香川県県民ホール条例（昭和63年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
(利用料金の収受) 第6条 略	(利用料金の収受) 第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。																																				
(利用料金の承認) 第7条 略	(利用料金の承認) 第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。																																				
別表（第6条、第7条関係）																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール 入場料を徴収する場合 　営利を目的とする場合 　営利を目的としない場合</td><td>1時間当たり</td><td><u>69,960円</u></td></tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合 　営利を目的とする場合 　営利を目的としない場合</td><td>1時間当たり</td><td><u>69,960円</u></td></tr> <tr> <td>小ホール 入場料を徴収する場合 　営利を目的とする場合 　営利を目的としない場合</td><td>1時間当たり</td><td><u>59,470円</u></td></tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合 　営利を目的とする場合 　営利を目的としない場合</td><td>1時間当たり</td><td><u>34,980円</u></td></tr> <tr> <td>多目的大会議室</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	大ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>69,960円</u>	入場料を徴収しない場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>69,960円</u>	小ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>59,470円</u>	入場料を徴収しない場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>34,980円</u>	多目的大会議室			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール 入場料を徴収する場合 　営利を目的とする場合 　営利を目的としない場合</td><td>1時間当たり</td><td><u>58,300円</u></td></tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合 　営利を目的とする場合 　営利を目的としない場合</td><td>1時間当たり</td><td><u>58,300円</u></td></tr> <tr> <td>小ホール 入場料を徴収する場合 　営利を目的とする場合 　営利を目的としない場合</td><td>1時間当たり</td><td><u>49,560円</u></td></tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合 　営利を目的とする場合 　営利を目的としない場合</td><td>1時間当たり</td><td><u>29,150円</u></td></tr> <tr> <td>多目的大会議室</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	大ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>58,300円</u>	入場料を徴収しない場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>58,300円</u>	小ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>49,560円</u>	入場料を徴収しない場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>29,150円</u>	多目的大会議室		
施設等	単位	金額																																			
大ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>69,960円</u>																																			
入場料を徴収しない場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>69,960円</u>																																			
小ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>59,470円</u>																																			
入場料を徴収しない場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>34,980円</u>																																			
多目的大会議室																																					
施設等	単位	金額																																			
大ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>58,300円</u>																																			
入場料を徴収しない場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>58,300円</u>																																			
小ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>49,560円</u>																																			
入場料を徴収しない場合 営利を目的とする場合 営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>29,150円</u>																																			
多目的大会議室																																					

営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>19,450円</u>	営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>16,210円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>12,970円</u>	営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>10,810円</u>
樂屋	1時間当たり	<u>910円</u>	樂屋	1時間当たり	<u>760円</u>
リハーサル室	1時間当たり	<u>2,190円</u>	リハーサル室	1時間当たり	<u>1,820円</u>
練習室	1時間当たり	<u>760円</u>	練習室	1時間当たり	<u>640円</u>
会議室	1時間当たり	<u>7,200円</u>	会議室	1時間当たり	<u>6,000円</u>
略			略		
略			略		

(さぬきこどもの国条例の一部改正)

第6条 さぬきこどもの国条例（平成7年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(利用料金の収受) 第5条 略	(利用料金の収受) 第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。																								
(利用料金の承認) 第6条 略	(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。																								
別表（第5条、第6条関係）	別表（第5条、第6条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スペースシアター</td> <td>1人につき1回</td> <td><u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	スペースシアター	1人につき1回	<u>600円</u>	略			略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スペースシアター</td> <td>1人につき1回</td> <td><u>510円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	スペースシアター	1人につき1回	<u>510円</u>	略			略		
施設	単位	金額																							
スペースシアター	1人につき1回	<u>600円</u>																							
略																									
略																									
施設	単位	金額																							
スペースシアター	1人につき1回	<u>510円</u>																							
略																									
略																									

(香川県社会福祉総合センター条例の一部改正)

第7条 香川県社会福祉総合センター条例（平成9年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(利用料金の収受)

第5条 略

(利用料金の承認)

第6条 略

別表（第5条、第6条関係）

施設等	単位	金額
大会議室	午前9時から午後9時まで	38,550円
第1中会議室	午前9時から午後9時まで	21,320円
第2中会議室	午前9時から午後9時まで	18,000円
特別会議室	午前9時から午後9時まで	41,340円
第1研修室	午前9時から午後9時まで	8,320円
第2研修室	午前9時から午後9時まで	8,770円
OA研修室	午前9時から午後9時まで	9,800円
和室研修室	午前9時から午後9時まで	11,670円
介護実習室	午前9時から午後9時まで	27,840円
調理実習室	午前9時から午後9時まで	21,390円
文化教養室	午前9時から午後9時まで	17,600円
健康プレイルーム	午前9時から午後9時まで	22,720円
専用使用の場合	午前9時から午後9時まで	220円
専用使用でない場合	1人につき1回	
コミュニティホール	午前9時から午後9時まで	66,060円
リハーサル室	午前9時から午後9時まで	8,570円
第1楽屋	午前9時から午後9時まで	2,470円
第2楽屋	午前9時から午後9時まで	4,330円
略		
略		

(利用料金の収受)

第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

別表（第5条、第6条関係）

施設等	単位	金額
大会議室	午前9時から午後9時まで	35,060円
第1中会議室	午前9時から午後9時まで	19,400円
第2中会議室	午前9時から午後9時まで	16,380円
特別会議室	午前9時から午後9時まで	38,210円
第1研修室	午前9時から午後9時まで	7,560円
第2研修室	午前9時から午後9時まで	7,970円
OA研修室	午前9時から午後9時まで	8,920円
和室研修室	午前9時から午後9時まで	10,620円
介護実習室	午前9時から午後9時まで	25,340円
調理実習室	午前9時から午後9時まで	19,470円
文化教養室	午前9時から午後9時まで	16,010円
健康プレイルーム	午前9時から午後9時まで	20,660円
専用使用の場合	午前9時から午後9時まで	200円
専用使用でない場合	1人につき1回	
コミュニティホール	午前9時から午後9時まで	60,470円
リハーサル室	午前9時から午後9時まで	7,790円
第1楽屋	午前9時から午後9時まで	2,260円
第2楽屋	午前9時から午後9時まで	3,950円
略		
略		

(香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部改正)

第8条 香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
(設置) 第1条 略	(設置) 第1条 略 2 交流拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。 (1) 国際会議場 (2) 展示場 (3) 情報通信交流館 (4)～(7) 略																																																
(利用料金の収受) 第5条 略	(利用料金の収受) 第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで又は第6号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。																																																
(利用料金の承認) 第6条 略	(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。																																																
別表（第5条、第6条関係）	別表（第5条、第6条関係）																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">施設等</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">単位</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際会議場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　会議室</td> <td>1時間当たり</td> <td>14,660円</td> </tr> <tr> <td>　　応接室</td> <td>1時間当たり</td> <td>1,350円</td> </tr> <tr> <td>　　第1控室</td> <td>1時間当たり</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>　　第2控室</td> <td>1時間当たり</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>　　ビジネスルーム</td> <td>1時間当たり</td> <td>960円</td> </tr> <tr> <td>　　略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	国際会議場			会議室	1時間当たり	14,660円	応接室	1時間当たり	1,350円	第1控室	1時間当たり	630円	第2控室	1時間当たり	630円	ビジネスルーム	1時間当たり	960円	略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">施設等</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">単位</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際会議場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　会議室</td> <td>1時間当たり</td> <td>13,570円</td> </tr> <tr> <td>　　応接室</td> <td>1時間当たり</td> <td>1,170円</td> </tr> <tr> <td>　　第1控室</td> <td>1時間当たり</td> <td>540円</td> </tr> <tr> <td>　　第2控室</td> <td>1時間当たり</td> <td>540円</td> </tr> <tr> <td>　　ビジネスルーム</td> <td>1時間当たり</td> <td>830円</td> </tr> <tr> <td>　　略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	国際会議場			会議室	1時間当たり	13,570円	応接室	1時間当たり	1,170円	第1控室	1時間当たり	540円	第2控室	1時間当たり	540円	ビジネスルーム	1時間当たり	830円	略		
施設等	単位	金額																																															
国際会議場																																																	
会議室	1時間当たり	14,660円																																															
応接室	1時間当たり	1,350円																																															
第1控室	1時間当たり	630円																																															
第2控室	1時間当たり	630円																																															
ビジネスルーム	1時間当たり	960円																																															
略																																																	
施設等	単位	金額																																															
国際会議場																																																	
会議室	1時間当たり	13,570円																																															
応接室	1時間当たり	1,170円																																															
第1控室	1時間当たり	540円																																															
第2控室	1時間当たり	540円																																															
ビジネスルーム	1時間当たり	830円																																															
略																																																	

展示場			展示場		
展示場	1 時間当たり	<u>13,980円</u>	展示場	1 時間当たり	<u>12,050円</u>
略			略		
情報通信交流館			情報通信交流館		
大研修室	1 時間当たり	<u>2,510円</u>	大研修室	1 時間当たり	<u>2,090円</u>
中研修室	1 時間当たり	<u>1,250円</u>	中研修室	1 時間当たり	<u>1,040円</u>
小研修室	1 時間当たり	<u>630円</u>	小研修室	1 時間当たり	<u>520円</u>
多目的ホール	1 時間当たり	<u>6,280円</u>	多目的ホール	1 時間当たり	<u>5,230円</u>
5階交流室	1 人につき 1 時間当たり	<u>360円</u>	5階交流室	1 人につき 1 時間当たり	<u>300円</u>
会議室	1 時間当たり	<u>630円</u>	会議室	1 時間当たり	<u>520円</u>
3階交流室	1 人につき 1 時間当たり	<u>360円</u>	3階交流室	1 人につき 1 時間当たり	<u>300円</u>
カンファレンスルーム			カンファレンスルーム		
専用使用の場合	1 時間当たり	<u>1,200円</u>	専用使用の場合	1 時間当たり	<u>1,000円</u>
略			略		
略			略		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(32)の項(観覧料に係る部分に限る。)及び(35)の項の改正規定並びに第2条の規定(別表第2の5(2)の表の商工奨励館に係る部分を除く。)並びに附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の香川県使用料、手数料条例 別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(8)の項、(16)の項、(17)の項(会議室使用料に係る部分に限る。)及び(32)の項(観覧料に係る部分を除く。)並びに第2条の規定による改正後の香川県都市公園条例別表第2の5(2)の表(商工奨励館に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用の申請又は申込みに係る使用料について適用し、同日前の施設の利用の申請又は申込みに係る使用料については、なお従前の例による。
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。

第9号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例議案

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前									
(占用料及び使用料)					(占用料及び使用料)									
第9条 略					第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。									
別表 (第9条関係)														
1 高松港港湾施設使用料														
種 別	区 分	単 位	金 額	備 考	種 别	区 分	単 位	金 額	備 考					
1 略					1 略									
2 係 船料	係留施設（ ビジターバ ース並びに <u>玉藻地区マ</u> <u>イナス10メ</u> <u>ニトル岸壁</u> 及び中央埠 頭（マイナ ス7.5メー トル）岸壁 の係留施設 を除く。）	略			2 係 船料	係留施設（ ビジターバ ースの係留 施設を除く。）	略							
ビジターバ ースの係留 施設	略				ビジターバ ースの係留 施設	略								
<u>玉藻地区マ</u>	定期船1係	総トン数	3.11円											

イナス10メートル岸壁及び中央埠頭(マイナス7.5メートル)岸壁の係留施設	留ごとに	1トンにつき	(2.84円)	
	不定期船1係留ごとに	総トン数 1トンにつき	6.24円 (5.68円)	
	プレジャーボート(全長が24メートル以上のものに限る。)	1隻につき1日	船舶の長さ 1メートルにつき800円	給電設備及び船舶給水料の料金を含む。

3~6 略

7野積場使用料	略			
	コンテナ用電源	1キロワット時に つき	42.00円	
	夜間照明施設	1キロワット時に つき	42.00円	

8上屋使用料	略			
	給電設備	1キロワット時に つき	42.00円	

9 略

10旅客施設使用料	略			
	給電設備	1キロワット時に つき	42.00円	

11港湾環境整備施設使用料	略			
	レストハウ ス	店舗 その他	略	
	シーフロントプロム ナード	1日	1平方メートルに つき	25円
	給電設備	1キロワ	42.00円	

3~6 略

7野積場使用料	略			
	コンテナ用電源	1キロワット時に つき	22.00円	
	夜間照明施設	1キロワット時に つき	22.00円	

8上屋使用料

8上屋使用料	略			
	給電設備	1キロワット時に つき	22.00円	

9 略	略			
	給電設備	1キロワット時に つき	22.00円	

10旅客施設使用料	略			
	給電設備	1キロワット時に つき	22.00円	
	レストハウ ス	店舗 その他	略	

給電設備 1キロワ 22.00円

		ツト時に つき	
略			

備考

1～4 略

5 プレジャーボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーター艇その他の船舶をいう。

6 小型船舶用泊地とは、プレジャーボート等（プレジャーボート及び業務用小型船舶（漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び漁船を停泊させるための水域施設として、知事が公示したものとす。

7～9 略

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種別	区分	単位	金額	備考
1～5	略			
6 野 積場 使用 料	略			
	コンテナ用電源	1キロワ ツト時に つき	42.00円	
7・8	略			

備考

1～4 略

5 ビジターバースとして利用可能な係留施設とは、ビジターバース以外の係留施設で、一時的な係留を目的としてプレジャーボート（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーター艇その

		ツト時に つき	
略			

備考

1～3 略

4 専ら国内及び国外以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶（以下「外航船舶」という。）に係る使用料のうち、係船料、停泊料及び船舶給水料については、本表金額の欄中（）内の金額を適用する。

5 小型船舶用泊地とは、プレジャーボート等（プレジャーボート（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーター艇その他の船舶をいう。以下同じ。）及び業務用小型船舶（漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び漁船を停泊させるための水域施設として、知事が公示したものとす。

6～8 略

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種別	区分	単位	金額	備考
1～5	略			
6 野 積場 使用 料	略			
	コンテナ用電源	1キロワ ツト時に つき	22.00円	
7・8	略			

備考

1～4 略

5 ビジターバースとして利用可能な係留施設とは、ビジターバース以外の係留施設で、一時的な係留を目的としてプレジャーボートを係留することが可能なものとして、知事が公示したものとす。

他の船舶をいう。）を係留することが可能なものとして、知事が公示したものをいう。

6～9 略

3・4 略

6～9 略

3・4 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用でその期間が同日以後にわたるもの同日以後における期間に係る使用料の額は、改正後の別表の規定により計算した額とする。

第10号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(手数料の額) 第2条 略</p> <p>別表第8 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">種 別</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>自動車保管場所証明申請手数料</u></td><td style="padding: 2px;">略</td></tr> </tbody> </table>	種 別	金 額	<u>自動車保管場所証明申請手数料</u>	略	<p>(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく事務 別表第8</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>別表第8 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">種 別</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>1 自動車保管場所証明申請手数料</u></td><td style="padding: 2px;">略</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>2 自動車保管場所標章交付手数料</u></td><td style="padding: 2px;">1件につき550円</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>3 自動車保管場所標章再交付手数料</u></td><td style="padding: 2px;">1件につき550円</td></tr> </tbody> </table>	種 別	金 額	<u>1 自動車保管場所証明申請手数料</u>	略	<u>2 自動車保管場所標章交付手数料</u>	1件につき550円	<u>3 自動車保管場所標章再交付手数料</u>	1件につき550円
種 別	金 額												
<u>自動車保管場所証明申請手数料</u>	略												
種 別	金 額												
<u>1 自動車保管場所証明申請手数料</u>	略												
<u>2 自動車保管場所標章交付手数料</u>	1件につき550円												
<u>3 自動車保管場所標章再交付手数料</u>	1件につき550円												

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

香川県使用料、手数料条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th><th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4"><u>1～570の3 略</u></td></tr> <tr> <td><u>571 宅地造成 及び特定盛土 等規制法（昭 和36年法律第 191号。以下 この項から 573の項まで において「法」 という。）第 12条第1項又 は第30条第1 項の工事許可 申請手数料</u></td><td><u>宅地造成又は特定 盛土等に関する工 事の場合 盛土又は切土を する土地の面積 の合計</u></td><td><u>1件</u></td><td><u>16,000円</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>500平方メー トル以下</u></td><td></td><td><u>27,000円</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>500平方メー トルを超え 1,000平方メ ートル以下</u></td><td></td><td><u>39,000円</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下</u></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	<u>1～570の3 略</u>				<u>571 宅地造成 及び特定盛土 等規制法（昭 和36年法律第 191号。以下 この項から 573の項まで において「法」 という。）第 12条第1項又 は第30条第1 項の工事許可 申請手数料</u>	<u>宅地造成又は特定 盛土等に関する工 事の場合 盛土又は切土を する土地の面積 の合計</u>	<u>1件</u>	<u>16,000円</u>		<u>500平方メー トル以下</u>		<u>27,000円</u>		<u>500平方メー トルを超え 1,000平方メ ートル以下</u>		<u>39,000円</u>		<u>1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下</u>			<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th><th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4"><u>1～570の3 略</u></td></tr> <tr> <td><u>571から573ま で 削除</u></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	<u>1～570の3 略</u>				<u>571から573ま で 削除</u>			
種別	区分	単位	金額																																		
<u>1～570の3 略</u>																																					
<u>571 宅地造成 及び特定盛土 等規制法（昭 和36年法律第 191号。以下 この項から 573の項まで において「法」 という。）第 12条第1項又 は第30条第1 項の工事許可 申請手数料</u>	<u>宅地造成又は特定 盛土等に関する工 事の場合 盛土又は切土を する土地の面積 の合計</u>	<u>1件</u>	<u>16,000円</u>																																		
	<u>500平方メー トル以下</u>		<u>27,000円</u>																																		
	<u>500平方メー トルを超え 1,000平方メ ートル以下</u>		<u>39,000円</u>																																		
	<u>1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下</u>																																				
種別	区分	単位	金額																																		
<u>1～570の3 略</u>																																					
<u>571から573ま で 削除</u>																																					

<u>2,000 平方メートルを超え</u>	1 件	<u>59,000円</u>				
<u>3,000 平方メートル以下</u>	1 件	<u>69,000円</u>				
<u>5,000 平方メートル以下</u>	1 件	<u>97,000円</u>				
<u>1万平方メートル以下</u>	1 件	<u>152,000円</u>				
<u>2万平方メートル以下</u>	1 件	<u>231,000円</u>				
<u>4万平方メートル以下</u>	1 件	<u>359,000円</u>				
<u>7万平方メートル以下</u>	1 件	<u>50万円</u>				
<u>10万平方メートルを超える場合</u>	1 件	<u>639,000円</u>				
<u>土石の堆積に関する工事の場合</u>						
<u>土石の堆積する土地の面積の</u>						

<u>合計</u>			
<u>500 平方メー</u>	<u>1 件</u>	<u>11,000円</u>	
<u>トル以下</u>			
<u>500 平方メー</u>	<u>1 件</u>	<u>14,000円</u>	
<u>トルを超え</u>			
<u>1,000 平方メ</u>			
<u>ートル以下</u>			
<u>1,000 平方メ</u>	<u>1 件</u>	<u>16,000円</u>	
<u>ートルを超え</u>			
<u>2,000 平方メ</u>			
<u>ートル以下</u>			
<u>2,000 平方メ</u>	<u>1 件</u>	<u>22,000円</u>	
<u>ートルを超え</u>			
<u>3,000 平方メ</u>			
<u>ートル以下</u>			
<u>3,000 平方メ</u>	<u>1 件</u>	<u>3 万円</u>	
<u>ートルを超え</u>			
<u>5,000 平方メ</u>			
<u>ートル以下</u>			
<u>5,000 平方メ</u>	<u>1 件</u>	<u>37,000円</u>	
<u>ートルを超え</u>			
<u>1 万平方メー</u>			
<u>トル以下</u>			
<u>1 万平方メー</u>	<u>1 件</u>	<u>43,000円</u>	
<u>トルを超え 2</u>			
<u>万平方メート</u>			
<u>ル以下</u>			
<u>2 万平方メー</u>	<u>1 件</u>	<u>58,000円</u>	
<u>トルを超え 4</u>			
<u>万平方メート</u>			
<u>ル以下</u>			
<u>4 万平方メー</u>	<u>1 件</u>	<u>8 万円</u>	
<u>トルを超え 7</u>			
<u>万平方メート</u>			
<u>ル以下</u>			

	<u>7万平方メートルを超える10万平方メートル以下</u>	1件	<u>116,000円</u>				
	<u>10万平方メートルを超える場合</u>	1件	<u>14万円</u>				

<u>572 法第16条 第1項又は第35条第1項の工事計画変更許可申請手数料</u>	<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合</u>	1件	<u>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が639,000円を超えるときは、その手数料の額は、639,000円とする。</u>				
---	-----------------------------	----	---	--	--	--	--

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土を

土石の堆積に関する工事の場合

1件

する土地の面積)
に応じ571の項
に規定する額に
10分の1を乗じ
て得た額
イ 新たな土地の
盛土又は切土を
する土地への編
入に係る宅地造
成又は特定盛土
等に関する工事
の設計の変更に
ついては、新た
に編入される盛
土又は切土をす
る土地の面積に
応じ571の項に
規定する額

ウ その他の変更
については、1
万円

変更許可申請1件に
つき、次に掲げる額
を合算した額。ただ
し、その額が14万円
を超えるときは、そ
の手数料の額は、14
万円とする。

ア 土石の堆積に
関する工事の設
計の変更（イの
みに該当する場
合を除く。）に
ついては、土石
の堆積をする面

		<p><u>積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ571の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</u></p> <p>イ <u>新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ571の項に規定する額</u></p> <p>ウ <u>その他の変更については、1万円</u></p>		
573 法第18条 第1項又は第 37条第1項の 計	盛土又は切土をする土地の面積の合			

<u>中間検査申請手数料</u>	<u>2万平方メートル以下</u>	<u>1件</u>	<u>5,000円</u>					
	<u>2万平方メートルを超える4万平方メートル以下</u>	<u>1件</u>	<u>1万円</u>					
	<u>4万平方メートルを超える7万平方メートル以下</u>	<u>1件</u>	<u>2万円</u>					
	<u>7万平方メートルを超える10万平方メートル以下</u>	<u>1件</u>	<u>36,000円</u>					
	<u>10万平方メートルを超える場合</u>	<u>1件</u>	<u>51,000円</u>					
	<u>573の2 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の適合証明書交付手数料</u>	<u>1件</u>	<u>400円</u>					
<u>574～598 略</u>				<u>574～598 略</u>				
備考 略				備考 略				

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 略	第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

別表第2（第3条関係）

書類	市町
1～35 略	
36 建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略
36の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	各市町（高松市を除く。）
37 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による申請等に係る書類で教育委員会規則で定めるもの	略

別表第2（第3条関係）

書類	市町
1～35 略	
36 建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略
37 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による申請等に係る書類で教育委員会規則で定めるもの	略

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制</p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p> <u>第3節の2 土砂等による埋立て等に伴う土壤の汚染対策</u></p> <p> <u>第1款 土砂等による埋立て等に関する規制（第62条の2—第62条の7）</u></p> <p> <u>第2款 特定埋立て等に関する規制（第62条の8—第62条の29）</u></p> <p> 第4節～第7節 略</p> <p>第3章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p> (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「土砂等」とは、土砂及びこれに混入し、又は吸着した物（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。</p> <p>11 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為（生活環境の保全上必要な措置が図られているものの他の規則で定める行為を除く。）をいう。</p> <p>12 この条例において「埋立て等区域」とは、土砂等による埋立て等に供する土地の区域（当該埋立て等が一団の土地の区域において行われる場合にあっては、当該一団の土地の区域）をいう。</p> <p>13 この条例において「特定埋立て等」とは、埋立て等区域以外の場所から</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制</p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p> 第4節～第7節 略</p> <p>第3章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p> (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p>

採取された土砂等を使用して行う埋立て等であって、当該埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

14~21 略

(排水基準)

第24条 排水基準は、汚水等排出施設を設置する工場又は事業場（以下「汚水等排出工場等」という。）から公共用水域に排出される水（以下この款において「排出水」という。）の汚染状態（熱によるものを含む。以下二の節及び別表において同じ。）について、規則で定める。

2・3 略

10~17 略

(排水基準)

第24条 排水基準は、汚水等排出施設を設置する工場又は事業場（以下「汚水等排出工場等」という。）から公共用水域に排出される水（以下この款において「排出水」という。）の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。

2・3 略

第2章第3節の次に次の1節を加える。

第3節の2 土砂等による埋立て等に伴う土壤の汚染対策

第1款 土砂等による埋立て等に関する規制

(土砂基準)

第62条の2 土砂基準は、埋立て等に使用される土砂等の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。

(土砂等による埋立て等を行う者の責務)

第62条の3 土砂等による埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、当該埋立て等に供する埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 土砂等による埋立て等を行う者は、土壤の汚染（土砂基準に適合しない土砂等が埋立て等に使用されたことにより、土壤が汚染された状態をいう。以下同じ。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第62条の4 土砂等を発生させる者は、埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等により土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めなければならない。

(土砂等の運搬を行う者の責務)

第62条の5 土砂等の運搬を行う者は、埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等により土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第62条の6 土地の所有者等は、土砂等による埋立て等の用に供するために土地を提供しようとするときは、当該埋立て等により土壤の汚染が発生するおそれがないことを確認するよう努めなければならない。

2 土地の所有者等は、提供した土地において土砂等による埋立て等が不適正に行われていることを知ったときは、速やかに県への通報その他必要な措置を講じなければならない。

(土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等)

第62条の7 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、又は土砂基準に適合しない土砂等を使用して行う埋立て等の用に供するため

に土地を提供してはならない。

2 知事は、埋立て等に使用され、又は使用された土砂等が土砂基準に適合しないと認めるときは、当該埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壤の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第2款 特定埋立て等に関する規制

(特定埋立て等の実施の届出)

第62条の8 特定埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置
- (3) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積
- (4) 特定埋立て等に使用する土砂等の量
- (5) 特定埋立て等を行う期間
- (6) 特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土の汚染状態
- (7) 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置
- (8) 特定埋立て等完了後の土地の形状
- (9) 特定埋立て等完了後の土地の利用目的
- (10) 施工を管理する事務所の所在地及び連絡先
- (11) 施工を管理する者の職名及び氏名
- (12) 関係市町の範囲
- (13) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定埋立て等には適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体で規則で定めるものが行う特定埋立て等
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う特定埋立て等
- (3) 軽易な特定埋立て等で規則で定めるもの

3 第1項の規定による届出には、特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第62条の9 一の埋立て等が特定埋立て等となった際にその埋立て等を行っている者は、当該埋立て等が特定埋立て等になった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、当該期間内に当該埋立て等を完了したときは、この限りでない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項本文の規定による届出について準用する。

(利害関係人の同意)

第62条の10 第62条の8第1項又は前条第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者又は利害関係を有する者で規則で定めるものに対し、当該特定埋立て等の内容を説明し、その全員の同意を得なければならない。

(住民への周知)

第62条の11 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て

等区域の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定埋立て等の内容を周知させるため必要なものとして規則で定める措置を講じなければならない。

(関係市町長への説明)

第62条の12 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、関係市町の長に対し、その届出に係る特定埋立て等の内容を説明しなければならない。

(特定埋立て等の変更の届出)

第62条の13 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第62条の8第3項の規定は前項の規定による届出について、第62条の10から前条までの規定は前項の規定による届出をする者について、それぞれ準用する。

3 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をした者は、第1項の規則で定める変更をしたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、規則で定める書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

(実施の計画の変更命令)

第62条の14 知事は、第62条の8第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土が土砂基準に適合することその他の規則で定める基準（第62条の27第1項第6号において「特定埋立て等実施基準」という。）に適合しないと認めるときは、次条第1項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該特定埋立て等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第62条の15 第62条の8第1項又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（規則で定める場合にあっては、規則で定める日数）を経過した後でなければ、その届出に係る特定埋立て等を行ってはならない。

2 知事は、第62条の8第1項又は第62条の13第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(土砂等の搬入の届出)

第62条の16 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土砂等の採取場所
- (2) 搬入しようとする土砂等の量
- (3) 搬入を行う期間
- (4) 搬入を行う者
- (5) 搬入方法
- (6) 搬入経路

2 前項の規定による届出には、規則で定めるところにより、土砂等の採取場所及び当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(搬入の計画の変更命令)

第62条の17 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があった場合において、その届出に係る土砂等が土砂基準に適合しないと認めるときは、次条第1項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該土砂等の搬入に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(搬入の制限)

第62条の18 第62条の16第1項又は第3項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（規則で定める場合にあっては、規則で定める日数）を経過した後でなければ、その届出に係る土砂等を搬入してはならない。

2 知事は、第62条の16第1項又は第3項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(展開検査等)

第62条の19 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域に搬入した土砂等を当該特定埋立て等に使用しようとするときは、当該土砂等の展開その他の適切な方法により、当該土砂等への廃棄物その他の生活環境の保全上支障のおそれがある物（次項において「廃棄物等」という。）の混入又は吸着の有無について目視による検査を行わなければならない。

2 前項の規定による検査の結果、土砂等に廃棄物等の混入又は吸着が確認されたときは、第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に当該土砂等を使用してはならない。
(土砂等管理台帳の作成)

第62条の20 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に使用した土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。
(定期報告等)

第62条の21 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、その届出に係る特定埋立て等に使用した土砂等の量を知事に報告しなければならない。

2 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域以外の地域へ流出する水について水質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたときは、当該埋立て等区域内の土壤検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

3 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域内の浸透水が、水質基準（埋立て等区域内の浸透水の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める基準をいう。以下同じ。）に適合していないことを確認したとき（前項ただし書の場合にあっては、当該埋立て等区域内の土壤が土砂基準に適合しないことを確認したとき）は、直ちに当該特定埋立て等を停止し、その原因の調査その他当該特定埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じ、その結果を知事に報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第62条の22 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を行っている間、当該特定埋立て等に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第62条の20の土砂等管理台帳（次条において「関係書類等」という。）を、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域内又はその付近において縦覧に供しなければならない。

(関係書類等の保存)

第62条の23 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、その届出に係る特定埋立て等について第62条の25第1項の規定による完了の届出又は同条第2項の規定による廃止の届出が受理された日から5年間、関係書類等を保存しなければならない。

(標識の掲示)

第62条の24 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を行っている間、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域の境界付近の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

(完了等の届出)

第62条の25 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を完了したときは、当該完了の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定により休止の届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を再開したときは、当該再開の日から5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第62条の26 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定埋立て等の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、当該承継に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の所有者等に通知しなければならない。

(措置命令等)

第62条の27 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特定埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該特定埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該特定埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壤の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文、第62条の13第1項又は第62条の16第1項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定埋立て等が行われ、又は土砂等が搬入されたとき。
- (2) 第62条の15第1項又は第62条の18第1項の規定に違反して特定埋立て等が行われ、又は土砂等が搬入されたとき。
- (3) 第62条の21各項の規定による報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- (4) 特定埋立て等に供する埋立て等区域内の浸透水が水質基準に適合していないとき。
- (5) 特定埋立て等に供する埋立て等区域内の土壤が土砂基準に適合していないとき。
- (6) 特定埋立て等が特定埋立て等実施基準に適合していないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、土壤の汚染を防止するために緊急の必要があるとき。

2 第14条第3項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第62条の28 知事は、前条第1項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えるべきなければならない。

2 知事は、前項の公表をした場合において、その命令を受けた者が当該命令の内容を履行したと認めるときは、その旨を公表するものとする。
(土地の所有者等に対する勧告及び公表)

第62条の29 知事は、特定埋立て等に供する埋立て等区域において、土壤の汚染が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該埋立て等区域の土地の所有者等に対し、土壤の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。
この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の公表について準用する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報告の徵収) 第125条 略 (1)～(5) 略 <u>(5)の2 土砂等による埋立て等を行い、又は行った者</u> <u>(5)の3 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等を排出し、又は排出した者</u> <u>(5)の4 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等を運搬し、又は運搬した者</u> <u>(5)の5 土砂等による埋立て等の用に供するために土地を提供し、又は提供した者</u> (6)～(17) 略	(報告の徵収) 第125条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に對し、必要な事項の報告を求めることができる。 (1)～(5) 略 (6)～(17) 略
(立入検査等) 第126条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、 <u>関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において土砂等（第5号の3及び第5号の4に掲げる場所の土砂等に限る。）を無償で収去させることができる。</u> (1)～(5) 略 <u>(5)の2 土砂等による埋立て等を行い、又は行った者の事務所又は事業所</u> <u>(5)の3 埋立て等区域</u> <u>(5)の4 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等の採取場所</u> (6)～(10) 略 2・3 略	(立入検査等) 第126条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は <u>関係者に質問させることができる。</u> (1)～(5) 略 (6)～(10) 略 2・3 略
(関係行政機関への照会等) 第126条の2 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、	

関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(公害の防止についての必要な措置)

第127条 略

(香川県環境審議会への諮問)

第128条 知事は、特定施設、土壤汚染関係施設、揚水施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、水質排水基準、土砂基準、水質基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならぬ。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第7章 罰則

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項、第62条の7第2項、第62条の14、第62条の17、第62条の27第1項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文、第62条の13第1項又は第62条の16第1項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第136条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第62条の20の規定による土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (2) 第62条の21各項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第81条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第137条 略

- (1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条、第62条の13第3項、第62条の25各項、第62条の26第2項、第82条第

(公害の防止についての必要な措置)

第127条 略

(香川県環境審議会への諮問)

第128条 知事は、特定施設、土壤汚染関係施設、揚水施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、水質排水基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第7章 罰則

第132条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第136条 第81条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第137条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条、第82条第1項又は第83条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽

1項又は第83条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第10条第1項、第29条第1項、第62条の15第1項、第62条の18第1項又は第62条の23の規定に違反した者

第139条 略

(1)・(2) 略

(3) 第126条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

の届出をした者

(2) 第10条第1項又は第29条第1項の規定に違反した者

第139条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第126条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた利害関係人の同意の取得、住民への周知又は関係市町長への説明であって改正後の第62条の10から第62条の12までに規定する利害関係人の同意の取得、住民への周知又は関係市町長への説明に相当するものは、改正後の第62条の10から第62条の12までの規定によりなされた利害関係人の同意の取得、住民への周知又は関係市町長への説明とみなす。

3 施行日前になされた香川県環境審議会の意見の聴取であって改正後の第128条に規定する土砂基準又は水質基準を定めようとするときの香川県環境審議会の意見の聴取に相当するものは、同条の規定によりなされた土砂基準又は水質基準を定めようとするときの香川県環境審議会の意見の聴取とみなす。

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

4 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略	(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。												
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）												
<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～25 略</td><td></td></tr><tr><td>26 略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	事務	市町	1～25 略		26 略	略	<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～25 略</td><td></td></tr><tr><td>26 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務の</td><td>高松市</td></tr></tbody></table>	事務	市町	1～25 略		26 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務の	高松市
事務	市町												
1～25 略													
26 略	略												
事務	市町												
1～25 略													
26 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務の	高松市												

(1)～(11) 略

(12) 条例第125条（同条第1号から第5号まで、第6号、第11号及び第15号から第17号までに掲げる者に対するものに限る。）の規定による報告の徴収

(13) 条例第126条第1項（同項第5号の2から第5号の4まで及び第7号を除き、同項第8号に掲げる場所にあっては、条例第125条第11号及び第15号に規定する者の事業場に限る。）の規定による立入検査等

(14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で規則で定めるもの

27～55 略

備考 略

うち、次に掲げるもの

(1)～(11) 略

(12) 条例第125条（同条第1号から第6号まで、第11号及び第15号から第17号までに掲げる者に対するものに限る。）の規定による報告の徴収

(13) 条例第126条第1項（同項第7号を除き、同項第8号に掲げる場所にあっては、条例第125条第11号及び第15号に規定する者の事業場に限る。）の規定による立入検査等

(14) (1)から(15)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で規則で定めるもの

27～55 略

備考 略

香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例議案

香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第2条 修学資金は、大学において獣医学を専攻する者で、将来県の公衆衛生又は畜産に関する機関等で規則で定めるもの（以下「機関等」という。）において獣医師の職務に従事しようとするものに対し、<u>貸付けを受ける月数を通算して72月を限度として貸し付ける。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(貸付けの決定の取消し等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 知事は、修学生が休学し、<u>若しくは停学の処分を受けたとき、又は進級できなかつたため同一学年を重ねて履修する事実があったときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は当該事実のあった日の属する月の翌月分から復学し、又は進級した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。</u>この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が<u>復学し、又は進級した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。</u></p> <p>3 略</p> <p>(返還の債務の免除)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 大学を卒業した日から2年以内に獣医師の免許を取得し、直ちに機関等において獣医師の職務その他の規則で定める職務（以下「職務」という。）に従事し、かつ、引き続き機関等において職務に従事した期間が規則で定める期間に達したとき。</p>	<p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第2条 修学資金は、大学において獣医学を専攻する者で、将来県の公衆衛生又は畜産に関する機関等で規則で定めるもの（以下「機関等」という。）において獣医師の職務に従事しようとするものに対し、<u>知事が定める月から当該大学を卒業する日の属する月まで貸し付ける。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(貸付けの決定の取消し等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 知事は、修学生が休学し、<u>又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。</u>この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が<u>復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。</u></p> <p>3 略</p> <p>(返還の債務の免除)</p> <p>第6条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>(1) 大学を卒業した後、直ちに機関等において獣医師の職務その他の規則で定める職務（以下「職務」という。）に従事し、かつ、引き続き機関等において職務に従事した期間が規則で定める期間に達したとき。</p>

(2) 略

2 略

3 前項第1号の規定により免除することができる返還の債務の額は、機関等において職務に従事した期間を第1項第1号の規則で定める期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の額に乗じて得た額とする。

4 略

（返還）

第7条 略

(1) 略

(2) 貸付けを受けた者が、大学を卒業した日から2年以内に獣医師の免許を取得しなかったとき。

(3) 貸付けを受けた者が、獣医師の免許を取得した後、直ちに機関等において職務に従事しなかったとき。

(4) 略

（返還の債務の履行猶予）

第8条 略

(1) 修学資金の貸付けを受けた者が、獣医師の免許を取得しようとして

(2) 略

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定により修学資金の返還の債務を免除される場合を除き、修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(1) 修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上機関等において職務に従事したとき。

(2) 略

3 前項第1号の規定により免除することができる返還の債務の額は、機関等において職務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間（この期間（前条第2項の規定により修学資金の貸し付けられなかった期間がある場合には、当該貸し付けられなかった期間を除く期間）が1年に満たないときは、1年とする。）の2分の10に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の額に乗じて得た額とする。

4 略

（返還）

第7条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第5条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に相当する期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を含む。）内に、返還しなければならない。

(1) 略

(2) 貸付けを受けた者が、大学を卒業した後、直ちに機関等において職務に従事しなかったとき。

(3) 略

（返還の債務の履行猶予）

第8条 知事は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

いる場合 獣医師の免許を取得するまでの期間（大学を卒業した日から
2年以内に限る。）

(2)・(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める場合
その必要があると認める期間

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める場合
その必要があると認める期間

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第14号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(個人番号の利用等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(個人番号の利用等)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を</p>

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 知事	略
2 知事	略
3 知事	略
4～8 略	

備考 略

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	略	

処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、当該執行機関は、同表の第1欄に掲げる執行機関に当該特定個人情報を提供することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 知事	略
2 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、規則で定めるもの
2の2 知事	略
2の3 知事	B型肝炎、C型肝炎その他の肝臓に関する疾病に係る治療又は定期的な検査に要した費用の支給に関する事務（2の2の項及び4の項に掲げる事務を除く。）であって規則で定めるもの
3 知事	略
4～8 略	

備考 略

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	略	
2 知事	別表第1の2の項に掲げる事務	利用特定個人情報のうち児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報又は災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和

					<p>22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による手当等の支給若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって、規則で定めるもの</p>
2 知事	別表第1の <u>2</u> の項に掲げる事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	2の2 知事	別表第1の <u>2</u> の <u>2</u> の項に掲げる事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 知事	別表第1の3の項に掲げる事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関	3 知事	別表第1の3の項に掲げる事務	利用特定個人情報のうち生活保護関係情報(以下「生活保護関係情報」という。)、外国人に

		する情報、外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって、規則で定めるもの		対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって、規則で定めるもの
4 知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報（法第19条第8号の規定により <u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報</u> の提供を受ける事務にあっては、 <u>外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報</u> であって規則で定めるものを含む。）	4 知事	特定個人番号利用事務
5・6 略				5・6 略

別表第3（第5条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1・2 略			
3 知事	外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金	教育委員会	別表第1の6の項に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1・2 略			
3 知事	<u>別表第1の2の項に掲げる事務</u>	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の

	<u>の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>					<u>支弁、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助又は別表第1の6の項に掲げる事務に関する情報であって、規則で定めるもの</u>
4 知事	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	略				
5～7 略			4 知事	<u>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>別表第1の6の項に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの</u>
			5～7 略			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定は、規則で定める日から施行する。

香川県青少年保護育成条例及び香川県ネット・ゲーム依存症対策条例の一部を改正する条例議案

(香川県青少年保護育成条例の一部改正)

第1条 香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(インターネットの利用に係る保護者等の努力義務)</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することができないよう、フィルタリングソフトウェアの利用に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。</p>	<p>(インターネットの利用に係る保護者等の努力義務)</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することができないよう、フィルタリングソフトウェアの利用に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。</p>

(香川県ネット・ゲーム依存症対策条例の一部改正)

第2条 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（令和2年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業者の役割)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たって、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、県民がネット・ゲーム依存症に陥らないために必要な対策を実施するものとする。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たって、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、県民がネット・ゲーム依存症に陥らないために必要な対策を実施するものとする。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

香川県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例議案

香川県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成23年香川県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>健康寿命の延伸</u>に向けて歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）が生活習慣病の予防並びに健やかで質の高い生活の維持及び向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、県民の歯科口腔保健の推進に関し、県及び県民の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の基本的施策等を定めることにより、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、もって<u>8020健康長寿社会</u>（80歳で自らの歯を20本以上保つための歯科疾患の予防等の取組を通じて、心身の健康及び長寿を保ちつつ豊かな生活を営むことのできる社会をいう。）の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）が生活習慣病の予防並びに健やかで質の高い生活の維持及び向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、県民の歯科口腔保健の推進に関し、県及び県民の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の基本的施策等を定めることにより、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、もって<u>8020健康長寿社会</u>（80歳で自らの歯を20本以上保つための歯科疾患の予防等の取組を通じて、心身の健康及び長寿を保ちつつ豊かな生活を営むことのできる社会をいう。）の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(県民の責務)</p> <p>第3条 県民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する知識及び理解を深めるとともに、県、市町又は関係団体が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に積極的に参加すること並びに定期的に歯科医師又は歯科衛生士による歯科健診（歯科に係る健康診査及び健康診断をいう。）及び歯科保健指導（以下「歯科健診等」という。）を受けることにより、<u>生涯にわたって歯科口腔保健に取り組むよう努めるものとする。</u></p>	<p>(県民の責務)</p> <p>第3条 県民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する知識及び理解を深めるとともに、県、市町又は関係団体が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に積極的に参加すること並びに定期的に歯科医師又は歯科衛生士による歯科健診（歯科に係る健康診査及び健康診断をいう。）及び歯科保健指導（以下「歯科健診等」という。）を受けることにより、歯科口腔保健に取り組むよう努めるものとする。</p>
<p>(歯科医師等の役割)</p> <p>第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に携わる者は、基本理念にのっとり、歯科医療、<u>歯科保健指導</u>又は<u>口腔健康管理</u>を行うとともに、専門的な知識を活用して、県、市町又は関係団体が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に協力するよう努めるものと</p>	<p>(歯科医師等の役割)</p> <p>第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に携わる者は、基本理念にのっとり、歯科医療又は歯科保健指導を行うとともに、専門的な知識を活用して、県、市町又は関係団体が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。</p>

する。

(基本的施策の実施)

第8条 略

(1) 略

(2) 幼児、児童及び生徒を対象とする虫歯及び歯肉炎の予防等の保健事業並びに歯科保健教育に関すること。

(3) 略

(4) 高齢者を対象とするオーラルフレイル対策等の口腔の機能を維持するための取組等の保健事業に関すること。

(5) 生涯にわたって定期的な歯科健診等を受けることの勧奨に関するこ
と。

(6) 障害者、障害児、医療的ケア者、医療的ケア児、介護を必要とする
者等の歯科口腔保健に関すること。

(7) 略

(8) 災害時及び感染症まん延時における歯科に係る保健医療の体制の確
保に関すること。

(9)～(13) 略

(基本的施策の実施)

第8条 県は、歯科口腔保健を推進するため、基本的施策として次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 略

(2) 幼児、児童及び生徒を対象とする虫歯及び歯肉炎の予防等の保健事業に関すること。

(3) 略

(4) 高齢者を対象とする口腔の機能を維持するための取組等の保健事業に関すること。

(5) 障害者、介護を必要とする者等の歯科口腔保健に関すること。

(6) 略

(7)～(11) 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(認定の要件) 第3条 略</p> <p>別表（第3条関係） 第1 略 第2 職員の配置 (1) 略 ア・イ 略 ウ 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね<u>15人</u>につき1人 エ 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね<u>25人</u>につき1人 (2)・(3) 略 第3・第4 略 第5 施設設備（調理室）</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件について定めるものとする。</p> <p>(認定の要件) 第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係） 第1 略 第2 職員の配置 (1) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。この場合において、教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人を下回らないこと。 ア 満1歳未満の子ども 当該子どもおおむね3人につき1人 イ 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもおおむね6人につき1人 ウ 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね<u>20人</u>につき1人 エ 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね<u>30人</u>につき1人 (2)・(3) 略 第3・第4 略 第5 施設設備（調理室）</p>

(1) 略
(2) 略

ア・イ 略

ウ 当該認定こども園又は保健所、市町等に置かれている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。）又は管理栄養士（同条第2項に規定する管理栄養士をいう。）により栄養に関する指導を受けて当該食事の提供を行うこと。

エ～カ 略

(3) 略

第6～第10 略

(1) 調理室を設けること。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす認定こども園においては、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園以外の場所において調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行うことができる。

ア・イ 略

ウ 当該認定こども園又は保健所、市町等に置かれている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。）により栄養に関する指導を受けて当該食事の提供を行うこと。

エ～カ 略

(3) 略

第6～第10 略

附 則

- この条例中別表第2の改正規定及び次項の規定は公布の日から、別表第5の改正規定は令和7年4月1日から施行する。
- 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の別表第2の(1)ウ及びエの規定は、適用しない。この場合において、改正前の別表第2の(1)ウ及びエの規定は、この条例の公布の日以後においても、なおその効力を有する。

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4第2項、第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（同法第21条の5の16第4項、第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項（同法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。）、第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項及び第68条の5第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、第72条の2第1項第1号及び第2号、第74条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第111条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（同法第37条第2項、第38条第3項（同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。）、第41条の2第1項第1号及び第2号、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（同法第21条の5の16第4項、第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項（同法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。）、第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項及び第68条の5第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、第72条の2第1項第1号及び第2号、第74条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第111条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（同法第37条第2項、第38条第3項（同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。）、第41条の2第1項第1号及び第2号、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）</p>

18年法律第77号) 第13条第1項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準(以下「基準」という。)等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 略

(基準の一般原則)

第3条 略

(記録の整備等)

第7条 社会福祉施設等(別表第1の1の項、1の2の項、4の項、5の項及び18の2の項に掲げる施設に限る。)の設置者は、当該社会福祉施設等の入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他の規則で定める記録等を整備し、規則で定めるところにより、5年間保存しなければならない。

(業務の質の評価等)

第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親支援センター(次項において「乳児院等」という。)並びに同表の1の2の項から3の項まで、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から18の2の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 社会福祉施設等(乳児院等及び別表第1の1の2の項に掲げる施設を除く。)の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進め

第13条第1項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準(以下「基準」という。)等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。

(基準の一般原則)

第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。

2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

(記録の整備等)

第7条 社会福祉施設等(別表第1の1の項、4の項、5の項及び18の2の項に掲げる施設に限る。)の設置者は、当該社会福祉施設等の入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他の規則で定める記録等を整備し、規則で定めるところにより、5年間保存しなければならない。

(業務の質の評価等)

第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親支援センター(次項において「乳児院等」という。)並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から18の2の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 社会福祉施設等(乳児院等を除く。)の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を

るため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。

(保護施設における秘密保持等)

第10条 別表第1の4の項に掲げる施設（次項及び次条から第13条までにおいて「保護施設」という。）の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）	略
1の2 児童福祉法第12条の4第1項に規定する一時保護施設	一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）
2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業	略
3～18の2 略	

受けるよう努めなければならない。

(保護施設等における秘密保持等)

第10条 別表第1の4の項に掲げる施設（次条から第13条までにおいて「保護施設」という。）及び同表の5の項に掲げる施設（次項において「保護施設等」という。）の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設等の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）	略
2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業	略
3～4の2 略	
5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設	略
6～9の2 略	
10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

11 略

12 介護保険法第53条第1項に規定する
指定介護予防サービスの事業及び同法
第54条第1項第2号に規定する基準該
当介護予防サービスの事業

指定介護予防サービス等
の事業の人員、設備及び
運営並びに指定介護予
防サービス等に係る介護予
防のための効果的な支援
の方法に関する基準（平
成18年厚生労働省令第35
号）

13~18の2 略

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス 等の事業の人員、 設備及び運営に關 する基準			略
	第140条の4 第6項第1号 イ(2)並びに第155条の4 第2項第2号イ(1)(ii)及 び第3項第2号イ(1)(ii)	略	
略			
指定介護予防サー ビス等の事業の 人員、設備及び運営 並びに指定介護予 防サービス等に係 る介護予防のため の効果的な支援の 方法に関する基準			略
	第153条第6項第1号イ (2)並びに第205条第2項 第2号イ(1)(ii)及び第3 項第2号イ(1)(ii)	略	

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス 等の事業の人員、 設備及び運営に關 する基準			略
	第140条の4 第6項第1号 イ(2)	おおむね 10人	10人
略			
指定介護予防サー ビス等の事業の 人員、設備及び運営 並びに指定介護予 防サービス等に係 る介護予防のため の効果的な支援の 方法に関する基準			略
	第153条第6項第1号イ (2)	おおむね 10人	10人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成24年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(園路及び広場)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第<u>22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第2条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第<u>21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

第20号

香川県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県民生委員定数条例（平成26年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																													
略		民生委員の定数は、次の表のとおりとする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町の区域</th><th>定 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸亀市</td><td>206人</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>観音寺市</td><td>146人</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>直島町</td><td>9人</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>		市町の区域	定 数	丸亀市	206人	略		観音寺市	146人	略		直島町	9人	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町の区域</th><th>定 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸亀市</td><td>205人</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>観音寺市</td><td>145人</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>直島町</td><td>10人</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>		市町の区域	定 数	丸亀市	205人	略		観音寺市	145人	略		直島町	10人	略	
市町の区域	定 数																														
丸亀市	206人																														
略																															
観音寺市	146人																														
略																															
直島町	9人																														
略																															
市町の区域	定 数																														
丸亀市	205人																														
略																															
観音寺市	145人																														
略																															
直島町	10人																														
略																															

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

香川県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例議案

香川県子ども・子育て支援会議条例（平成25年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 会議は、委員<u>25人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、<u>子ども・若者</u>、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 会議は、委員<u>20人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第22号

香川県企業誘致条例の一部を改正する条例議案

香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 物流拠点施設 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者が、製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。</p> <p>(5)～(8) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 物流拠点施設 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者（以下「<u>製造業者等</u>」という。）が、製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設（他の製造業者等に賃貸するものを除く。）であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。</p> <p>(5)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
(市町が処理する事務の範囲等)	(市町が処理する事務の範囲等)																														
第2条 略	第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。																														
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">事務</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1～41 略</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">42 略</td><td style="padding: 2px;">略</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(1)～(7) 略</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>(8) 法第51条第3項の規定による公表</u></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>(9) 法第51条第4項の規定による措置及び公告</u></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>(10) 法第51条第5項及び第6項の規定による費用の徴収</u></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">42の2～55 略</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table>	事務	市町	1～41 略		42 略	略	(1)～(7) 略		<u>(8) 法第51条第3項の規定による公表</u>		<u>(9) 法第51条第4項の規定による措置及び公告</u>		<u>(10) 法第51条第5項及び第6項の規定による費用の徴収</u>		42の2～55 略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">事務</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1～41 略</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td><td style="padding: 2px;">高松市</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(1)～(7) 略</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>(8) 法第51条第3項の規定による措置及び公告</u></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>(9) 法第51条第4項及び第5項の規定による費用の徴収</u></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">42の2～55 略</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table>	事務	市町	1～41 略		42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市	(1)～(7) 略		<u>(8) 法第51条第3項の規定による措置及び公告</u>		<u>(9) 法第51条第4項及び第5項の規定による費用の徴収</u>		42の2～55 略	
事務	市町																														
1～41 略																															
42 略	略																														
(1)～(7) 略																															
<u>(8) 法第51条第3項の規定による公表</u>																															
<u>(9) 法第51条第4項の規定による措置及び公告</u>																															
<u>(10) 法第51条第5項及び第6項の規定による費用の徴収</u>																															
42の2～55 略																															
事務	市町																														
1～41 略																															
42 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市																														
(1)～(7) 略																															
<u>(8) 法第51条第3項の規定による措置及び公告</u>																															
<u>(9) 法第51条第4項及び第5項の規定による費用の徴収</u>																															
42の2～55 略																															
備考 略	備考 略																														

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第24号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案

香川県営住宅条例の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第34条に2号を加える改正規定のうち同条第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案

香川県介護保険財政安定化基金条例（平成12年香川県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(処分) 第6条 略	(処分) 第6条 基金は、介護保険法第147条第1項の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。
附 則 この条例は、平成12年4月1日から施行する。	附 則 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 2 <u>基金は、第6条の規定にかかわらず、介護保険法附則第10条（第4項を除く。）に定めるところにより、その一部を処分することができる。</u>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

第26号

香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例議案

香川県警察本部組織条例（昭和29年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) <u>サイバー事案（警察法（昭和29年法律第162号）第5条第4項第6号ハに規定するサイバー事案をいう。以下この号において同じ。）に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(26) 略</p>	<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p><u>(25) 略</u></p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例議案

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第1条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和22年香川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 略	第2条 報酬の額は、次のとおりとする。この場合において、その報酬が日額及び月額で定められている者の報酬の額は、日額の報酬の額に月額の報酬の額を加えた額とする。
(1) 人事委員会	(1) 人事委員会
委員長 月額 <u>194,300円</u>	委員長 月額 <u>191,000円</u>
委員 月額 <u>183,100円</u>	委員 月額 <u>18万円</u>
(2) 選挙管理委員会	(2) 選挙管理委員会
委員長 日額 <u>30,500円</u>	委員長 日額 <u>3万円</u>
委員 月額 <u>41,700円</u>	委員 月額 <u>41,000円</u>
委員 日額 <u>28,500円</u>	委員 日額 <u>28,000円</u>
補充員 月額 <u>38,600円</u>	補充員 月額 <u>38,000円</u>
補充員 日額 <u>9,200円</u>	補充員 日額 <u>9,000円</u>
(3) 非常勤の監査委員	(3) 非常勤の監査委員
議員である委員 月額 <u>108,800円</u>	議員である委員 月額 <u>107,000円</u>
識見を有する者である委員 月額 <u>343,800円</u>	識見を有する者である委員 月額 <u>338,000円</u>
(4) 公安委員会	(4) 公安委員会
委員長 月額 <u>194,300円</u>	委員長 月額 <u>191,000円</u>
委員 月額 <u>183,100円</u>	委員 月額 <u>18万円</u>
(5) 教育委員会の委員	(5) 教育委員会の委員
月額 <u>183,100円</u>	月額 <u>18万円</u>
(6) 労働委員会	(6) 労働委員会
会長 日額 <u>30,500円</u>	会長 日額 <u>3万円</u>
会長 月額 <u>41,700円</u>	会長 月額 <u>41,000円</u>
公益委員 日額 <u>28,500円</u>	公益委員 日額 <u>28,000円</u>
公益委員 月額 <u>38,600円</u>	公益委員 月額 <u>38,000円</u>
使用者委員 日額 <u>28,500円</u>	使用者委員 日額 <u>28,000円</u>

労働者委員	月額	<u>31,500円</u>	労働者委員	月額	<u>31,000円</u>
	日額	<u>28,500円</u>		日額	<u>28,000円</u>
特別調整委員	月額	<u>31,500円</u>	特別調整委員	月額	<u>31,000円</u>
あっせん員	日額	<u>9,200円</u>	あっせん員	日額	<u>9,000円</u>
(7) 収用委員会	日額	<u>9,200円</u>	(7) 収用委員会	日額	<u>9,000円</u>
会長	日額	<u>30,500円</u>	会長	日額	<u>3万円</u>
	月額	<u>41,700円</u>		月額	<u>41,000円</u>
委員	日額	<u>28,500円</u>	委員	日額	<u>28,000円</u>
予備委員	月額	<u>38,600円</u>	予備委員	月額	<u>38,000円</u>
あっせん委員長	日額	<u>9,200円</u>	あっせん委員長	日額	<u>9,000円</u>
あっせん委員	日額	<u>10,400円</u>	あっせん委員	日額	<u>10,200円</u>
仲裁委員	日額	<u>9,700円</u>	仲裁委員	日額	<u>9,500円</u>
(8) 海区漁業調整委員会	日額	<u>9,700円</u>	(8) 海区漁業調整委員会	日額	<u>9,500円</u>
会長	日額	<u>30,500円</u>	会長	日額	<u>3万円</u>
	月額	<u>12,200円</u>		月額	<u>12,000円</u>
委員	日額	<u>28,500円</u>	委員	日額	<u>28,000円</u>
専門委員	月額	<u>10,200円</u>	専門委員	月額	<u>1万円</u>
	日額	<u>28,500円</u>		日額	<u>28,000円</u>
	月額	<u>10,200円</u>		月額	<u>1万円</u>
(9) 内水面漁場管理委員会			(9) 内水面漁場管理委員会		
会長	日額	<u>30,500円</u>	会長	日額	<u>3万円</u>
	月額	<u>8,100円</u>		月額	<u>8,000円</u>
委員	日額	<u>28,500円</u>	委員	日額	<u>28,000円</u>
	月額	<u>7,100円</u>		月額	<u>7,000円</u>
(10)～(12) 略			(10)～(12) 略		
2 略			2 略		

(精神保健指定医の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第2条 精神保健指定医の報酬及び費用弁償支給条例（昭和26年香川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(報酬)

第2条 指定医が職務に従事したときは、1件につき9,200円の報酬を支給する。

(報酬)

第2条 指定医が職務に従事したときは、1件につき9,000円の報酬を支給する。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																						
<p>(報酬) 第2条 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係） 1 知事の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>報酬</th><th>費用弁償</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県市町合併推進審議会</td><td>委員 日額 <u>9,200円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県私立学校審議会</td><td>委員 日額 <u>9,200円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県公益認定等審議会</td><td>委員 日額 <u>9,200円</u> 専門委員 日額 <u>9,200円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県固定資産評価審議会</td><td>委員 日額 <u>9,200円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県特別職報酬等審議会</td><td>委員 日額 <u>9,200円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県公務災害補償等認定委員会</td><td>委員 日額 <u>9,200円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県公務災害補償等審査会</td><td>委員 日額 <u>9,200円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県文化芸</td><td>委員 日額 <u>9,200円</u></td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	名称	報酬	費用弁償	香川県市町合併推進審議会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略	香川県私立学校審議会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略	香川県公益認定等審議会	委員 日額 <u>9,200円</u> 専門委員 日額 <u>9,200円</u>	略	香川県固定資産評価審議会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略	香川県特別職報酬等審議会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略	香川県公務災害補償等認定委員会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略	香川県公務災害補償等審査会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略	香川県文化芸	委員 日額 <u>9,200円</u>	略	<p>(報酬) 第2条 委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。</p> <p>別表（第2条、第3条関係） 1 知事の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>報酬</th><th>費用弁償</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県市町合併推進審議会</td><td>委員 日額 <u>9,000円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県私立学校審議会</td><td>委員 日額 <u>9,000円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県公益認定等審議会</td><td>委員 日額 <u>9,000円</u> 専門委員 日額 <u>9,000円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県固定資産評価審議会</td><td>委員 日額 <u>9,000円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県特別職報酬等審議会</td><td>委員 日額 <u>9,000円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県公務災害補償等認定委員会</td><td>委員 日額 <u>9,000円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県公務災害補償等審査会</td><td>委員 日額 <u>9,000円</u></td><td>略</td></tr> <tr> <td>香川県文化芸</td><td>委員 日額 <u>9,000円</u></td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	名称	報酬	費用弁償	香川県市町合併推進審議会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略	香川県私立学校審議会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略	香川県公益認定等審議会	委員 日額 <u>9,000円</u> 専門委員 日額 <u>9,000円</u>	略	香川県固定資産評価審議会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略	香川県特別職報酬等審議会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略	香川県公務災害補償等認定委員会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略	香川県公務災害補償等審査会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略	香川県文化芸	委員 日額 <u>9,000円</u>	略
名称	報酬	費用弁償																																																					
香川県市町合併推進審議会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略																																																					
香川県私立学校審議会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略																																																					
香川県公益認定等審議会	委員 日額 <u>9,200円</u> 専門委員 日額 <u>9,200円</u>	略																																																					
香川県固定資産評価審議会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略																																																					
香川県特別職報酬等審議会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略																																																					
香川県公務災害補償等認定委員会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略																																																					
香川県公務災害補償等審査会	委員 日額 <u>9,200円</u>	略																																																					
香川県文化芸	委員 日額 <u>9,200円</u>	略																																																					
名称	報酬	費用弁償																																																					
香川県市町合併推進審議会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略																																																					
香川県私立学校審議会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略																																																					
香川県公益認定等審議会	委員 日額 <u>9,000円</u> 専門委員 日額 <u>9,000円</u>	略																																																					
香川県固定資産評価審議会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略																																																					
香川県特別職報酬等審議会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略																																																					
香川県公務災害補償等認定委員会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略																																																					
香川県公務災害補償等審査会	委員 日額 <u>9,000円</u>	略																																																					
香川県文化芸	委員 日額 <u>9,000円</u>	略																																																					

香川県情報公開審査会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県個人情報保護審議会	委員 専門委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県いじめ問題再調査委員会	委員 臨時委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県行政不服審査会	委員 専門委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県交通安全対策会議	委員 特別委員 幹事	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県生活衛生適正化審議会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県防災会議	委員 専門委員 幹事	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県国民保護協議会	委員 専門委員 幹事	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づくあっせん委員、調停委員及び仲裁委員	あっせん委員 調停委員 仲裁委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県国土利用計画審議会	委員 臨時委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県土地利用審査会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県石油コ	本部員	日額 <u>9,200円</u>	略

香川県情報公開審査会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県個人情報保護審議会	委員 専門委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県いじめ問題再調査委員会	委員 臨時委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県行政不服審査会	委員 専門委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県交通安全対策会議	委員 特別委員 幹事	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県生活衛生適正化審議会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県防災会議	委員 専門委員 幹事	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県国民保護協議会	委員 専門委員 幹事	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づくあっせん委員、調停委員及び仲裁委員	あっせん委員 調停委員 仲裁委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県国土利用計画審議会	委員 臨時委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県土地利用審査会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県石油コ	本部員	日額 <u>9,000円</u>	略

ンビナート等 防災本部	専門員 幹事	日額 9,200円 日額 9,200円	
香川県環境審 議会	委員 特別委員	日額 9,200円 日額 9,200円	略
香川県青少年 問題協議会	委員 専門委員	日額 9,200円 日額 9,200円	略
香川県公衆浴 場入浴料金審 議会	委員	日額 9,200円	略
香川県消費生 活審議会	委員	日額 9,200円	略
香川県産業廃 棄物審議会	委員	日額 9,200円	略
香川県環境影 響評価技術審 査会	委員	日額 9,200円	略
香川県放置自 動車廃物認定 委員会	委員	日額 9,200円	略
香川県男女共 同参画審議会	委員	日額 9,200円	略
香川県児童福 祉審議会	委員 臨時委員	日額 9,200円 日額 9,200円	略
香川県准看護 師試験委員	委員	日額 9,200円	略
香川県医療審 議会	委員 専門委員	日額 9,200円 日額 9,200円	略
香川県精神医 療審査会	委員	日額 9,200円	略
香川県社会福 祉審議会	委員	日額 9,200円	略
香川県麻薬中 毒審査会	委員	日額 9,200円	略

ンビナート等 防災本部	専門員 幹事	日額 9,000円 日額 9,000円	
香川県環境審 議会	委員 特別委員	日額 9,000円 日額 9,000円	略
香川県青少年 問題協議会	委員 専門委員	日額 9,000円 日額 9,000円	略
香川県公衆浴 場入浴料金審 議会	委員	日額 9,000円	略
香川県消費生 活審議会	委員	日額 9,000円	略
香川県産業廃 棄物審議会	委員	日額 9,000円	略
香川県環境影 響評価技術審 査会	委員	日額 9,000円	略
香川県放置自 動車廃物認定 委員会	委員	日額 9,000円	略
香川県男女共 同参画審議会	委員	日額 9,000円	略
香川県児童福 祉審議会	委員 臨時委員	日額 9,000円 日額 9,000円	略
香川県准看護 師試験委員	委員	日額 9,000円	略
香川県医療審 議会	委員 専門委員	日額 9,000円 日額 9,000円	略
香川県精神医 療審査会	委員	日額 9,000円	略
香川県社会福 祉審議会	委員	日額 9,000円	略
香川県麻薬中 毒審査会	委員	日額 9,000円	略

香川県国民健康保険審査会	委員 臨時委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県後期高齢者医療審査会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県障害者施策推進協議会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県感染症診査協議会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県介護保険審査会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県健康づくり審議会	委員 専門委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県薬事審議会	委員 専門委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県障害者介護給付費等不服審査会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県子ども・子育て支援会議	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県指定難病審査会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県小児慢性特定疾病審査会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県国民健康保険運営協議会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県障害者相談等調整委員会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県職業能	委員	日額 <u>9,200円</u>	略

香川県国民健康保険審査会	委員 臨時委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県後期高齢者医療審査会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県障害者施策推進協議会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県感染症診査協議会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県介護保険審査会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県健康づくり審議会	委員 専門委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県薬事審議会	委員 専門委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県障害者介護給付費等不服審査会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県子ども・子育て支援会議	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県指定難病審査会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県小児慢性特定疾病審査会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県国民健康保険運営協議会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県障害者相談等調整委員会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県職業能	委員	日額 <u>9,000円</u>	略

力開発審議会	特別委員	日額 9,200円	
香川県中小企 業調停審議会	会長 委員	日額 9,200円 日額 9,200円	略
香川県農業共 済保険審査会	委員	日額 9,200円	略
香川県森林審 議会	委員	日額 9,200円	略
香川県農業・ 農村審議会	委員	日額 9,200円	略
香川県水産審 議会	委員 専門委員	日額 9,200円 日額 9,200円	略
香川県建設工 事紛争審査会	委員 特別委員	日額 9,200円 日額 9,200円	略
香川県建築審 査会	委員	日額 9,200円	略
香川県建築士 審査会	委員 試験委員	日額 9,200円 日額 9,200円	略
香川県地方港 湾審議会	委員 臨時委員	日額 9,200円 日額 9,200円	略
香川県土地收 用事業認定審 議会	委員	日額 9,200円	略
香川県都市計 画審議会	委員 臨時委員 専門委員	日額 9,200円 日額 9,200円 日額 9,200円	略
香川県開発審 査会	委員	日額 9,200円	略
香川県屋外広 告物審議会	委員	日額 9,200円	略

2 教育委員会の附属機関

名称	報酬	費用弁償
香川県立図書 館協議会	委員 日額 9,200円	略

力開発審議会	特別委員	日額 9,000円	
香川県中小企 業調停審議会	会長 委員	日額 9,000円 日額 9,000円	略
香川県農業共 済保険審査会	委員	日額 9,000円	略
香川県森林審 議会	委員	日額 9,000円	略
香川県農業・ 農村審議会	委員	日額 9,000円	略
香川県水産審 議会	委員 専門委員	日額 9,000円 日額 9,000円	略
香川県建設工 事紛争審査会	委員 特別委員	日額 9,000円 日額 9,000円	略
香川県建築審 査会	委員	日額 9,000円	略
香川県建築士 審査会	委員 試験委員	日額 9,000円 日額 9,000円	略
香川県地方港 湾審議会	委員 臨時委員	日額 9,000円 日額 9,000円	略
香川県土地收 用事業認定審 議会	委員	日額 9,000円	略
香川県都市計 画審議会	委員 臨時委員 専門委員	日額 9,000円 日額 9,000円 日額 9,000円	略
香川県開発審 査会	委員	日額 9,000円	略
香川県屋外広 告物審議会	委員	日額 9,000円	略

2 教育委員会の附属機関

名称	報酬	費用弁償
香川県立図書 館協議会	委員 日額 9,000円	略

香川県文化財保護審議会	委員 専門委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県社会教育委員会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県スポーツ推進審議会	委員 臨時委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県教科用図書選定審議会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県産業教育審議会	委員	日額 <u>9,200円</u>	略
香川県生涯学習審議会	委員 専門委員	日額 <u>9,200円</u> 日額 <u>9,200円</u>	略
香川県文化財保護審議会	委員 専門委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県社会教育委員会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県スポーツ推進審議会	委員 臨時委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略
香川県教科用図書選定審議会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県産業教育審議会	委員	日額 <u>9,000円</u>	略
香川県生涯学習審議会	委員 専門委員	日額 <u>9,000円</u> 日額 <u>9,000円</u>	略

(診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第4条 診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例（平成11年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第2条 医師等が診断その他の調査をしたときは、1件につき<u>9,200円</u>の報酬を支給する。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 医師等が診断その他の調査をしたときは、1件につき<u>9,000円</u>の報酬を支給する。</p>

(香川県警察署協議会条例の一部改正)

第5条 香川県警察署協議会条例（平成13年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第4条 委員が会議に出席し、又は職務のため旅行したときは、日額<u>9,200円</u>の報酬を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第4条 委員が会議に出席し、又は職務のため旅行したときは、日額<u>9,000円</u>の報酬を支給する。</p> <p>2・3 略</p>

(香川県留置施設視察委員会条例の一部改正)

第6条 香川県留置施設視察委員会条例（平成19年香川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬及び費用弁償) 第4条 委員が会議に出席し、又は職務のため旅行したときは、日額 <u>9,200</u> 円の報酬を支給する。 2・3 略	(報酬及び費用弁償) 第4条 委員が会議に出席し、又は職務のため旅行したときは、日額 <u>9,000</u> 円の報酬を支給する。 2・3 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第28号

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案

(知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(給料)</p> <p>第3条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知事</td><td style="text-align: center;"><u>131万円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事</td><td style="text-align: center;"><u>100万円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院事業の管理者</td><td style="text-align: center;"><u>94万円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td><td style="text-align: center;"><u>82万円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">常勤の監査委員</td><td style="text-align: center;"><u>63万円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	知事	<u>131万円</u>	副知事	<u>100万円</u>	病院事業の管理者	<u>94万円</u>	教育長	<u>82万円</u>	常勤の監査委員	<u>63万円</u>	<p>(給料)</p> <p>第3条 知事等の受ける給料月額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知事</td><td style="text-align: center;"><u>1,285,000円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事</td><td style="text-align: center;"><u>98万円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">病院事業の管理者</td><td style="text-align: center;"><u>92万円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td><td style="text-align: center;"><u>81万円</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">常勤の監査委員</td><td style="text-align: center;"><u>623,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	知事	<u>1,285,000円</u>	副知事	<u>98万円</u>	病院事業の管理者	<u>92万円</u>	教育長	<u>81万円</u>	常勤の監査委員	<u>623,000円</u>
区分	給料月額																								
知事	<u>131万円</u>																								
副知事	<u>100万円</u>																								
病院事業の管理者	<u>94万円</u>																								
教育長	<u>82万円</u>																								
常勤の監査委員	<u>63万円</u>																								
区分	給料月額																								
知事	<u>1,285,000円</u>																								
副知事	<u>98万円</u>																								
病院事業の管理者	<u>92万円</u>																								
教育長	<u>81万円</u>																								
常勤の監査委員	<u>623,000円</u>																								

(香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正)

第2条 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 略</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 議長</p> <p>(2) 副議長</p> <p>(3) 議員</p> </td> <td style="vertical-align: top; text-align: right;"> 月額 <u>96万円</u> 月額 <u>86万円</u> 月額 <u>81万円</u> ただし、委員長である議員については、月額1万円を加えた額 </td> </tr> </table>	<p>(1) 議長</p> <p>(2) 副議長</p> <p>(3) 議員</p>	月額 <u>96万円</u> 月額 <u>86万円</u> 月額 <u>81万円</u> ただし、委員長である議員については、月額1万円を加えた額	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (1) 議長 (2) 副議長 (3) 議員 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: right;"> 月額 <u>94万円</u> 月額 <u>85万円</u> 月額 <u>80万円</u> ただし、委員長である議員については、月額1万円を加えた額 </td> </tr> </table>	(1) 議長 (2) 副議長 (3) 議員	月額 <u>94万円</u> 月額 <u>85万円</u> 月額 <u>80万円</u> ただし、委員長である議員については、月額1万円を加えた額
<p>(1) 議長</p> <p>(2) 副議長</p> <p>(3) 議員</p>	月額 <u>96万円</u> 月額 <u>86万円</u> 月額 <u>81万円</u> ただし、委員長である議員については、月額1万円を加えた額				
(1) 議長 (2) 副議長 (3) 議員	月額 <u>94万円</u> 月額 <u>85万円</u> 月額 <u>80万円</u> ただし、委員長である議員については、月額1万円を加えた額				

2 略

2 略

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び第4条の規定にかかわらず、 <u>87万円</u> を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。	第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び第4条の規定にかかわらず、 <u>86万円</u> を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第29号

香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額) 第21条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（第27条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、管理者が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、<u>介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第21条 職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間（管理者が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した勤務時間をいう。）、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（第27条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、管理者が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、<u>又は介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当</p>

介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 又は子育て部分休暇(当該職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることになった職員を含む。)を除く。)がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第30号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議案

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限）</p> <p>第8条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。次項及び第3項、第10条第1項、第12条第3項、第15条第1項、第16条、第20条並びに第21条第1項において同じ。）は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第3条から第6条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限）</p> <p>第8条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。次項及び第3項、第10条第1項、第12条第3項、第15条第1項、第16条、第20条並びに第21条第1項において同じ。）は、<u>3歳に満たない子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第3条から第6条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。</p>
<p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、教育委員会規</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>3歳に満たない子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、教育委員会規</p>

が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第9条 略</p>	<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第9条 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条まで及び前条第1項の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限)

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 略

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限)

第9条の2 任命権者は、3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 略

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例議案

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
(定義)	(定義)
2 略	2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 略	(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。	(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。
(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。	(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。
(4) 略	(4) 略
6 略	6 附則第3項の規定により引き続き勤務する職員は、新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員とみなして、次に掲げる規定を適用する。
(1) 第13条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（附則第39項において「新外国派遣条例」という。）第2条第2項	(1) 第13条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（附則第40項において「新外国派遣条例」という。）第2条第2項
(2) 略	(2) 略
(3) 第18条の規定による改正後の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（附則第42項において「新公益的法人派遣条例」という。）第2条第2項	(3) 第18条の規定による改正後の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（附則第43項において「新公益的法人派遣条例」という。）第2条第2項

(4) 略

27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第16条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第41項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（香川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

38 略

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

39 略

40～46 略

(4) 略

27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第16条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第42項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（香川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

38 略

（へき地手当等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

39 暫定再任用職員等は、新定年条例第13条の規定により採用された者とみなして、第11条の規定による改正後のへき地手当等に関する条例第2条の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

40 略

41～47 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例議案

香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び条例の規定により、4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。第8条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いで12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条にあっては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあっては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 略</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第8条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いで12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条にあっては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあっては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退</p>

12 略

(1)～(3) 略

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

13・14 略

15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) 略

(2) その者が、次のいずれかに該当する場合

ア 略

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3)・(4) 略

12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるものほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

13・14 略

15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定

16～18 略

附 則

- 17 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第11項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

16～18 略

附 則

- 17 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第11項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

まで	まで及び附則第5条
イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条第12項（第4号に係る部分に限り、同条第16項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した香川県職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例議案

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>目次</u>	
<u>第1章 総則（第1条—第7条）</u>	
<u>第2章 内国旅行の旅費（第8条—第18条）</u>	
<u>第3章 外国旅行の旅費（第19条）</u>	
<u>第4章 雜則（第20条—第23条）</u>	
<u>附則</u>	
第1章 略 (用語の意義) 第2条 略 (1)～(3) 略 (4) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員については、市町教育委員会。第17条第3項、第21条及び第22条において同じ。）若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。 (5) 赴任 新たに採用された職員で知事が定めるものがその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜら	第1章 総則 (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。 (1)～(3) 略 (4) <u>県内旅行 内国旅行のうち出発地及び全ての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行をいう。</u> (5) <u>県外旅行 内国旅行のうち県内旅行以外の旅行をいう。</u> (6) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。 (7) <u>赴任 県の要請に基づき國若しくは他の地方公共団体等の職員から引き続いて採用された職員その他の職員で知事が定めるものがその採用</u>

れた職員で知事が定めるものがその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 略

に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員であって、県外の在勤公署に勤務することとなるものその他知事が定めるものがその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(8) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(9) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(10) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務（行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者が知事と協議して定めるこれに相当する職務）をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する全地域を含む。）をいう。

（旅費の支給）

第3条 略

2～6 略

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、その職員

(2) 県外の在勤公署に勤務する職員その他の職員で知事が定めるものが退職した場合において、その職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときには、その職員

(3) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、その職員の遺族

(4) 職員が死亡した場合において、その職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、その遺族

3 略

4 県が設置した委員会、審議会、協議会その他これに準ずるもの役職員

7 次に掲げる場合には、その旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で知事が定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第1項、第2項及び前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等（旅行命令又は旅行依頼をいう。同条及び第5条において同じ。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合

(2) 第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

(3) 第1項並びに第2項第1号及び第2号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第15条、第16条第1項及び第17条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、次に掲げる事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 旅行中の天災又は交通事故その他の当該者の責めに帰することができない事情

(2) 前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における

が公務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

5 職員又は職員以外の者が、県の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は条例に特別の定めがある場合その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

7 第1項、第2項及び前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、その扶養親族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に旅行命令等（旅行命令又は旅行依頼をいう。以下同じ。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるときは、その金額のうちその者の損失となった金額で知事が定めるものを旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が定める金額を旅費として支給することができる。

る当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

(旅行命令等)

第4条 前条第1項、第4項又は第5項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2・3 略

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを通知するいとまがない場合には、口頭により、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければならない。

5 前項の規定による旅行命令簿等の通知については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第4条の規定は、適用しない。

6・7 略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 略

(旅行命令等)

第4条 前条第1項、第4項又は第5項の規定に該当する旅行は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員については、市町教育委員会）若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更し、又は取り消す必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更し、又は取り消すことができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 前項の規定による旅行命令簿等の提示については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第4条の規定は、適用しない。

6・7 略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更又は取消しの申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに、

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、第8条から第16条までに定めるところによる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食事料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）の旅行（以下「陸路旅行」といふ。）について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
- 6 旅行雑費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、扶養親族移転料及び日額旅費とする。

- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 3 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
- 4 日額旅費は、職務の性質上常時出張のための旅行について定額をもって、前条の普通旅費に代えて支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除

くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもって計算した日数を超えることができない。計算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第10条 1日の旅行において、宿泊料（扶養親族移転料のうち宿泊料に相当する部分を含む。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は、車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分とそれ以後の分に区分して計算する。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（知事が定める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道に

(1) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(2) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運

より移動するときは、最下級（知事が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）寝台料金

（3）座席指定料金

（4）特別船室料金（知事が定める者に限る。）

（5）前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（知事が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをい

行する線路による旅行で当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

（1）運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合

- ア 7級以上の職務にある者は、上級の運賃
- イ 6級以下の職務にある者は、中級の運賃

（2）運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

（3）運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

（4）公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

（5）第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

（6）座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

う。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級(知事が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げるその他の移動に直接要する費用であって、実費額によることができない費用の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち知事が定めるものをいう。)を運転して旅行した場合 路程1キロメートルにつき20円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 路程1キロメートルにつき37円

3 前項の規定による費用の額は、全路程を通算して計算する。この場合に

(車賃)

第15条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

2 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち知事が定めるものをいう。以下同じ。)を運転して旅行した場合における車賃の額は、前項の規定にかかわらず、路程1キロメートルにつき20円とする。

3 第1項ただし書又は前項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 前3項に規定するもののほか、旅行者が陸路旅行において公務上の必要によりやむを得ず有料の道路又は有料の駐車場を利用し、その料金を負担したときは、当該料金に相当する額として知事が定める額を車賃として支給する。

において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、800円とする。

4 旅行者が、旅行中その住所又は居所若しくはこれに相当する場所に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(旅行雑費)

第16条 旅行雑費の額は、1夜につき500円とする。

2 旅行雑費は、宿泊施設を利用するため公共の交通機関を利用して旅行した場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた第1表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食事料)

第18条 食事料の額は、第1表の定額による。

2 食事料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じて、県内から県外へ又は県外から県内若しくは県外へ赴任したときは第2表の定額による額、県内から県内へ赴任したときは第3

表の定額による額

- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することのできる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(家族移転費)

第16条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額
 - ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の鉄道賃、船賃及び旅行雑費（以下「鉄道賃等」という。）の全額並びに宿泊料及び食事料（以下「宿泊料等」という。）の3分の2に相当する額
 - イ 12歳未満6歳以上の者については、その移転の際ににおける、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の鉄道賃等の2分の1に相当する額及び宿泊料等の3分の1に相当する額
 - ウ 6歳未満の者については、その移転の際ににおける、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の宿泊料等の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃等の2分の1に相当する金額を加算する。
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定に

より支給することができる額に相当する額の合計額) を超えることがで
きない。

- 2 前項第1号アからウまでの規定により宿泊料等の額を計算する場合にお
いて、円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転
する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴
任を命ぜられた日における扶養親族とみなす。

(日額旅費)

第21条 日額旅費は、東京事務所又は大阪事務所に勤務する職員が、その所
掌する事務に直接関係のある地域を旅行する場合に支給することとし、そ
の額は、1日1,100円とする。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定
する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

- ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退
職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費
- イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3日以内に出発して当該
退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職
等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の
旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、 新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

- 2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計
算した旧在勤地から帰住地までの前職務相当の旅費を支給する。

(遺族の旅費)

(退職者等の旅費)

第17条 第3条第2項第1号又は第2号の規定により支給する旅費は、同項
第1号の規定により支給する旅費にあっては退職等の日の翌日から3日以
内における当該退職等に伴う旅行について、同項第2号の規定により支給
する旅費にあっては同号に規定する期間内における当該退職に伴う帰住に
ついて、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同
項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転
費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規
定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第18条 第3条第2項第3号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第3章 略

第19条 略

第4章 略

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第11条第2項に規定する費用を除く。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条（第11条第2項及び第3項を除く。）及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第12条、第13条、第15条及び第16条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要とし

第23条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第10号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、第20条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

第24条 略

第4章 雜則

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた

ない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

第22条・第23条 略

附 則

この条例は、昭和28年1月1日から施行する。

旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

第26条・第27条 略

附 則

1 この条例は、昭和28年1月1日から施行する。

2 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、知事が定める内国旅行(公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。)のため支給するものを除き、当分の間、第12条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第3号に」と、「急行料金、特別車両料金」とあるのは「急行料金」と、同項第3号中「第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金」とあるのは「第1号に規定する急行料金」と、第13条第1項中「次に」とあるのは「第1号から第4号まで及び第6号に」と、「寝台料金及び特

「(1) 運賃の等級を3階別船室料金」とあるのは「及び寝台料金」と、ア 7級以上の職務にイ 6級以下の職務に

級に区分する船舶による旅行の場合

ある者は、上級の運賃 とあるのは「(1) 運賃の等級を3
ある者は、中級の運賃 」

階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃」と、同項第2号中「上級」とあるのは「下級」と、同項第6号中「前各号に」とあるのは「第1号から第4号までに」として、これらの規定を適用する。

第1表（第17条、第18条関係）

宿泊料等		
宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
甲 地 方	乙 地 方	
10,900円	9,800円	2,200円

備考

宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

第2表（第19条関係）

県外移転料							
陸路50キロ未満	陸路50キロ以上	陸路100キロ未満	陸路300キロ未満	陸路500キロ未満	陸路1,000キロ未満	陸路1,500キロ未満	陸路2,000キロ以上
メートル未満	メートル以上	メートル以上	メートル以上	メートル以上	メートル以上	メートル以上	メートル以上
100キロ未満	300キロ未満	500キロ未満	1,000キロ未満	1,500キロ未満	2,000キロ未満		
メートル未満	メートル未満	メートル未満	メートル未満	メートル未満	メートル未満	メートル未満	
126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

備考 路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

第3表（第19条関係）

県内移転料				
陸路10キロメートル未満	陸路10キロメートル以上	陸路50キロメートル以上	陸路100キロメートル以上	陸路300キロメートル以上
50キロメートル未満	100キロメートル未満	300キロメートル未満	500キロメートル未満	1,000キロメートル未満
100キロメートル未満	300キロメートル未満	500キロメートル未満	1,000キロメートル未満	1,500キロメートル未満
45,000円	89,000円	101,000円	127,000円	139,000円

備考 路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

（非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

第2条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第4条 旅費は、公務のため旅行した場合に、規則に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。

2・3 略

附 則

2 略

第4条 旅費は、公務のため旅行した場合に、別表に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、非常勤の監査委員、委員会の委員及びあっせん員並びに選挙長及び選挙分会長は職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者と、選挙立会人は同表による2級以下の職務の級にある者と、その他非常勤の職員は同表による任命権者が知事と協議して定める級の職務の級にある者とする。

2・3 略

附 則

2 略

3 非常勤の監査委員及び委員会（海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会を除く。）の委員が内国旅行をする場合の鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、第4条第1項中「適用を受ける職員」とあるのは、「規定（附則第2項の規定を除く。）」として、同項の規定を適用する。

別表（第4条関係）

区分	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
	甲 地 方	乙 地 方	
非常勤の監査委員	14,800円	13,300円	3,000円
委員会の委員及びあっせん員並びに選挙長及び選挙分会長	13,100円	11,800円	2,600円
選挙立会人		9,800円	
その他非常勤の職員	任命権者が知事と協議して定める額		

備考 宿泊料の欄中「甲地方」と「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

（知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前			
<p>(給料)</p> <p>第3条 知事等の受ける給料月額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 知事等の受ける給料月額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p>			
<p>(旅費)</p> <p>第5条 知事等の受ける旅費は、<u>規則</u>に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 知事等の受ける旅費は、<u>別表第2</u>に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例による。<u>この場合において、知事等は、職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。</u></p>			
2 略	2 略			
附 則	附 則			
<p>(給与の内扱)</p> <p>3 略</p>	<p>(給与の内扱)</p> <p>3 略</p>			
(期末手当に関する特例措置)	(期末手当に関する特例措置)			
4 略	5 略			
5・6 略	6・7 略			
別表（第3条関係）	<p><u>別表第1</u>（第3条関係）</p> <p>略</p>			
略	<p><u>別表第2</u>（第5条関係）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 33%; padding: 2px; text-align: center;">宿泊料（1夜につき）</td> <td style="width: 33%; padding: 2px; text-align: center;">食事料（1夜に</td> </tr> </table>	区分	宿泊料（1夜につき）	食事料（1夜に
区分	宿泊料（1夜につき）	食事料（1夜に		

	甲 地 方	乙 地 方	つき)
知事	16,500円	14,900円	3,300円
副知事	14,800円	13,300円	3,000円
病院事業の管理者			
教育長			
常勤の監査委員			

備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

（香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正）

第4条 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償）	（費用弁償）
第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、規則に定めるもののほか、費用弁償として旅費を職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。	第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、別表に定めるもののほか、費用弁償として旅費を職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、議会の議員は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。
2 略	2 略
3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合、議会の議決により付議された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合又は議案調査のための休会の日に登庁した場合に支給する旅費の種目は、第1項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当とする。	3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合、議会の議決により付議された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合又は議案調査のための休会の日に登庁した場合に支給する旅費の種類は、第1項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とする。
附 則	附 則
（報酬及び期末手当の内扱）	（報酬及び期末手当の内扱）
2 略	2 略

(期末手当に関する特例措置)

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第3条第7項第1号に規定する旅行命令等を発する旅行及び同条第6項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「旧旅費条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第3条第7項に規定する旅行命令等を発した旅行及び同条第6項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第3条第7項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第7項及び第8項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費条例第3条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(読み替規定)

3 議会の議員が内国旅行をする場合の鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、第3条第1項中「適用を受ける職員」とあるのは、「規定（附則第2項の規定を除く。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(期末手当に関する特例措置)

4 略

別表（第3条関係）

区分	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
	甲 地 方	乙 地 方	
議長	16,500円	14,900円	3,300円
副議長及び議員	14,800円	13,300円	3,000円

備考 宿泊料の欄中「甲地方」と「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第3条 略 (1) 県立学校職員 (2) 略 2・3 略	(定数) 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げる とおりとする。 (1) 県立学校職員 (2) 略 2・3 略

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第35号

「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画を変更することについて、議会の議決を求める。

第2期香川県健やか子ども支援計画の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第2期香川県健やか子ども支援計画を変更することについて、議会の議決を求める。

第37号

権利の放棄について

県の貸付金に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区分	貸付年度	貸付を受けた者	放棄する権利の内容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

権利の放棄について

県営住宅に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区分	調定年度	主たる債務者	放棄する権利の内容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

第39号

権利の放棄について

交通安全施設毀損に伴う修繕立替金に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区分	調定年度	主たる債務者	放棄する権利の内容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

権利の放棄について

県立中央病院及び県立白鳥病院に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

区分	調定年度	主たる債務者	放棄する権利の内容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

第41号

香川県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第1項の規定により、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで香川県の公金の収納及び支払の事務を次の金融機関に取り扱わせる。

記

高松市亀井町5番地の1 株式会社百十四銀行

流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和7年度において県が行う流域下水道の維持管理等に要する費用の負担に関し、次のとおり当該市町に対して負担させることについて、議会の議決を求める。

記

中讃流域下水道

(1) 大東川処理区

市町名	負担額
丸亀市	流入水量に1立方メートル当たり110円66銭を乗じて得た額
坂出市	同上
宇多津町	同上
綾川町	同上

(2) 金倉川処理区

市町名	負担額
善通寺市	流入水量に1立方メートル当たり105円82銭を乗じて得た額
琴平町	同上
多度津町	同上
まんのう町	同上

第43号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和7年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 11,682,000円を上限とする金額 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 高松市亀岡町19番8号
氏 名 白川 尊大
資 格 公認会計士 |

訴訟の提起について

県営住宅の家賃を多額に長期の間滞納している者等について、住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害賠償金等の支払の各請求の訴えを下記のとおり提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 被告及び明渡しを求める住宅

住 所	住 宅	氏 名

住 所	住 宅	氏 名

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金等の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。

調停の成立について

次のとおり調停を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

第1 事件名及び当事者

○高松簡易裁判所 令和5年（ノ）第73号 不当利得返還請求事件

申立人 香川県

相手方 四国電力株式会社

○高松簡易裁判所 令和6年（ノ）第4号 不当利得返還等請求事件

申立人 四国電力株式会社

相手方 香川県

第2 調停条項

- 1 香川県は、四国電力株式会社（以下、「四国電力」という。）に対し、令和5年3月分までの道路照明灯に係る未契約分の電気料金として、195万5,438円を支払う。
- 2 香川県は、四国電力に対し、前項の金員を、令和7年4月30日限り、四国電力が指定する方法により支払う。
- 3 四国電力は、香川県が実施する道路照明灯の整備及びLED化推進に賛同し、香川県に対し、協力金として480万円を支払う。
- 4 四国電力は、香川県に対し、前項の金員を、令和7年4月30日限り、香川県が指定する方法により支払う。
- 5 香川県及び四国電力は、香川県と四国電力との間には、本調停で対象とされた道路照明灯に係る契約について、令和5年3月分までの電気料金に関し、本調停条項に定めるものほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 調停費用は、各自の負担とする。

第46号

和解について

消防学校に納入された冷温水機に係る川重冷熱工業株式会社への損害賠償請求に関して、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 解決のための処理方法

（1）和解

（2）和解の内容

香川県は、川重冷熱工業株式会社から金 670,000 円の支払いを受ける。

2 本件の概要

令和4年11月1日、川重冷熱工業株式会社から香川県に対して、消防学校に平成16年10月に納入された冷温水機について、県の求めていた冷房能力を満たしていないとの申出があったことから、県は、令和5年12月に損害賠償請求を行い、これまで交渉を進めてきた。その後、同社から、和解金の提示があり、県は、その提示額に相応の理由があると認め、同社から提示のあった和解金を受け入れることにより、損害賠償請求の問題を解決するもの。